



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	前八〇年代の内乱とイタリアの関与 : ローマ市民権拡大との関連で
Author(s)	砂田, 徹; Sunada, Toru
Citation	北海道大学文学研究科紀要, 131, 53(右)-103(右)
Issue Date	2010-07-20
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/43275">https://hdl.handle.net/2115/43275</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	SUNADA.pdf



## 前八〇年代の内乱とイタリアの関与

——ローマ市民権拡大との関連で——

砂 田 徹

### はじめに

前一三三年の「グラックス改革」にはじまる共和政末期のローマ史を論ずるにあたって、軍隊とイタリアはふたつの重要な問題系をなしている。

まず軍隊に関する一般的な理解によれば、そもそもグラックス改革は、ローマ軍の主力をなす中小農民層の再建を目的とした改革であった。しかし、グラックス兄弟の殺害によりこの種の改革が挫折するや、前一〇七年、マリウスの「兵制改革」が行われ、中小農民層の再建ではなく、軍務のための財産資格の撤廃という形で軍団兵が維持されたとされている。だが、このようなやり方でのローマ軍の徴募は、共和政ローマの歴史に深刻な影響を及ぼすことに

なった。というのも、無産大衆 (proletarii) から構成される以後のローマ軍は、経済的動機のみで従軍する一種の「職業軍人」となり、共和政政府より自らを率いる指揮官との結びつきを優先する「私兵化」(client army)の道を辿ったとされているからである。

このうち、「グラックス改革」の性格づけに関しては、その問題点を含め別途考察したことがある<sup>1)</sup>。また、マリウスの「兵制改革」なるものの実態や、軍隊の「無産大衆化」「職業軍人化」「私兵化」といった論点についてもすでに厳しい批判がなされており、あまりにも図式的な説明は共和政末期の現実に符号しない<sup>2)</sup>。以下で展開する議論から明らかのように、本稿もまた基本的にはそのような批判の立場に立っている。しかしながら、共和政末期ローマの歴史において軍隊が非常に重要な役割を果たし、軍隊のなんらかの変質が帝政の成立に寄与したという点を全面的に否定することはできないであろう。

他方、長らくローマの実質的な支配下に置かれていたイタリア内の諸民族の処遇も、同じくグラックス改革以降、「イタリア問題」(Italian question)として表面化してくることになる。直接的な原因は、イタリア人が占有していたローマ公有地をめぐる対立であったが、地中海世界においてローマの帝国支配が確立しローマ市民権の価値が高まるのに伴い、ローマ人との同権を求める動きが本格化してきたのである。いうまでもなくその到達点は、前九一年にはじまる同盟市戦争、およびその結果としてのローマ市民権の付与であった。これにより、イタリアの政治的・行政的な一体化が促進され、イタリアの「ローマ化」も加速度的に進行していったとされている。そしてこのような過程のひとつの帰結も、帝政の成立時、つまりアウグストゥスによるイタリア再編に求めてよいだろう。

さて、共和政末期において、軍隊とイタリアというこれらふたつの問題系の最初の接点となったのが前八〇年代の

内乱である。ここでいう前八〇年代の内乱とは、前八八年のスツラによる「ローマ進軍」に端を発し、前八二年末、スツラの最終的な勝利で終わった一連の争いを指している。その後スツラは、独裁官として数年間ローマを統治した。ちなみにこの内乱は、歴史の教科書等では、ヘマリウス対スツラの内乱と呼ばれるのが一般的であるが、スツラと対抗した勢力の中心人物はマリウスというよりL・コルネリウス・キンナである。「キンナ派」(the Cinnans)という呼称もあるので、本稿ではこちらを採用することにした。いずれにせよ、その後のポンペイウス対カエサル、アントニウス対オクタウィアヌス間の内乱と区別され、「第一次内乱」と呼ばれることもあるこの争いは、共和政ローマの画期をなす事件であった。

周知のごとく、前八〇年代の内乱に先立つ形で前述の同盟市戦争が勃発している。P・A・ブランドの推計によれば、同盟市戦争においてはローマ側・同盟市民側双方で最大三〇万もの兵士が動員されたという<sup>(3)</sup>。しかもその戦いの場は、ハンニバル戦争以来のイタリアであった。それだけに、同盟市戦争に関してはこれまでにも多くの研究がなされており、分厚い研究史が存在する<sup>(4)</sup>。最近では、T・モムゼン以来のそのような研究史を振り返り、そこに孕まれる共通の問題点を指摘したH・マウリツェンの非常に刺激的な研究も出されている<sup>(5)</sup>。他方、前八〇年代の内乱も、先にふれたマリウスやスツラ<sup>(6)</sup>、さらにはセルトリウス<sup>(7)</sup>、そして若きポンペイウスやクラッスス<sup>(8)</sup>が活躍した事件であっただけに、こちらも先行研究に不足しているわけではない。しかしながら、従来の研究においては、先行する同盟市戦争とこの内乱との関連性について、その重要な一側面がいまだ見落とされているように思えるのである。

同盟市戦争によるイタリア人へのローマ市民権付与、および彼らのトリブス登録をめぐる政治闘争の中で前八〇年代の内乱は引き起こされたのであり、その意味で同盟市戦争と前八〇年代内乱との関連性は、これまでも十分認識さ

れてきたといえよう。また、同盟市戦争を実質的な「内乱」と捉えることにより、両者の密接な結びつきを指摘する研究も見られる。<sup>11)</sup>しかしこれまでの研究においては、著しく拡大したローマ市民という現象がはたして前八〇年代の内乱とどう関連していたのかについての考察が、欠落していたように私には思われるのである。とはいえ、このような説明ではまだ、本稿の課題はかなり唐突に聞こえるであろう。そこでまず一章を設けて関連する分野の研究状況を紹介し、その中で改めて本稿の課題を説明していくこととしたい。

## 一 ローマ市民権の拡大と軍隊

前九一年の冬、ピケヌム地方のアスクラム (Asculum) の蜂起をもって同盟市戦争がはじまった。<sup>12)</sup>その目的は、ローマからの完全独立の達成とも、あるいはローマ市民権の獲得ともいわれているが、<sup>13)</sup>ともかく結果としては、一連の立法を通してポー川以南の全自由人にローマ市民権が付与されることになったのである。同盟市戦争をもとにしたこのローマ市民権の拡大と前八〇年代の内乱との関連性について、ここで改めて問題としたいのは、従来の研究においては、両者をつなぐ媒介項であるはずの「軍隊」への着目が不十分ではなかったかという点である。そもそも全イタリアへとローマ市民権が拡大されたことによりローマ軍に生じた変化について、これまで何が明らかにされてきたのだろうか。<sup>14)</sup>

L・ケツピーの記述をもとにすれば、制度的な変化としては、以下の三点を挙げることができる。<sup>15)</sup>

(i) それまで同盟市民やラテン市民から提供されていた同盟市民軍 (alae) は、これ以降、ローマ人から構成され

る正規軍団 (legio) となったこと。

(ii) それまで同盟市民軍は各同盟市が提供する資金で維持されていたが、これ以降、それはローマ国庫の負担となったこと。

(iii) いまやイタリア全体へと拡大した徴兵活動をカバーするために、「新兵徴兵係」(conquisitor) が派遣され、彼らはおそらく地方有力者の協力のもと各地で徴兵を行ったこと。

いずれも、改めて列挙するまでもない形式的な変化のようにも思われるが、このうち、(i) と連動して生じた (ii) の変化については、すでにその影響が注目されている。C・ニコレによれば、前一六七年にローマ市民に対する戦時特別税 (tributum) が廃止されて以降も、同盟市民には自らの軍隊を維持する義務が残り続け、同盟市戦争の前夜にはこの点に関する不満が高じていたという<sup>(16)</sup>。この不満は、ローマ市民権の付与によりかつての同盟市民軍の維持がローマ政府の責任となった結果、ひとまず解消されることになる。だがその反面、前八〇年代にはこれに伴うローマ国庫への負担が著しく増大し、それを一因として当時のローマには経済危機が発生していたとされているのである<sup>(17)</sup>。信用危機を含むこのような経済危機が、ほかならぬキンナ政府の弱体化をもたらしたのではないかとする指摘もある<sup>(18)</sup>。

このように経済的な分野での影響についてはすでに指摘があるものの、概していえば、ローマ市民権の拡大と軍隊とのかかわりについては従来あまり注目されてこなかった。その理由として考えられるのは、それ以前からローマの正規軍団と同盟市民軍との間に実質的な違いがもはやなくなっていたという理解であろう<sup>(19)</sup>。ローマ人と同盟市民との均質化は、政治的なそれに先だって、すでに軍隊レベルで着実に進行しつつあったとされているのである。となれ

ば、ローマ市民権の付与によりかつての同盟市民軍がローマ軍になったことの意味合いも、とりたてて論ずるほどのことではなくなる。それはいわば名称上の変化、せいぜいのところローマ軍団兵の量的な変化にすぎなくなるからである。

たしかに、ローマ軍の対外的な機能からすれば、ローマが実質的に動員しえたイタリア内の軍事力という点で、その前後にならば変化は見られない。しかしながら、こと「内乱」という次元で眺めた場合、この量的な変化は重要な意味合いを帯びてくるのではないか。というのも、イタリア内に住む人々がローマ市民として内乱に関与するのか、それとも同盟市民としてなのかは大きな違いがあると思われるからである。もちろん、同盟市民も多くの部外者だったわけではないが、彼らがローマ市民となることに合わせてローマ政治家側からの働きかけも、当然、異なったものになってこよう。本稿において注目したいのはまさにこの点、つまりイタリアへのローマ市民権付与により、「内乱」を担いうる潜在的なローマ軍が著しく増大したのではないかという点である。結論を先取りするならば、私はこのように当事者として参加するローマ市民がイタリア全体へと拡大した結果はじめて、前八〇年代の内乱は可能となったのではないかと考えている。グラックス改革以来の政治的騒乱にもかかわらず、イタリア全体を巻き込んだ内乱はこれまで生じていなかったが、それがローマ市民権の拡大と無関係だったとは思えないのである。この点は、次章以下で具体的に論じていきたい。

さて、私見によれば、このような単純な事実が見えにくくなっていった要因として考えられるのは、ほかでもなく同盟戦争との連続性のうちに前八〇年代の内乱が語られてきたことである。さきにも述べたように、市民権付与後のトリブス登録をめぐる問題が前八〇年代内乱の発端となっていたのであるから（詳しくは第二章参照）、このような

取り上げられ方はむしろ当然といえよう。しかしその結果、あたかも新市民の利害を代弁したのがキンナ派であり、それに反対したのがスツラであるかのような理解が一般化し、もっぱらこのような構図の中で前八〇年代の内乱全体も説明されてきたのではなからうか。

つとにE・T・サーモンは、一九六四年に出された論文において、それまでの通説を批判し、同盟市戦争と前八〇年代の内乱とをあくまでも切り離して理解するよう主張した<sup>(20)</sup>。サーモンは、同盟市戦争は前八七年にはすでに終息していたこと、他方、スツラとキンナ派の内乱がはじまるのは、前八三年のスツラのイタリア帰還後であることを論証したのであった。このように前八〇年代の内乱をひとまず同盟市戦争から切り離して捉えることにより、前八〇年代内乱時のイタリアの行動をよりよく理解するための視点が拓けてくる。すなわち、われわれはこれにより、先立つ同盟市戦争時における動向とはかわりなく、いまやローマ市民となったイタリア人がまさにローマ市民として内乱へと関与していった姿を捉えることができるようになるのである。

ところで、ローマ市民権の拡大がローマ軍に及ぼした影響を論じた研究が非常に少ない中であって、例外的にそれに言及した研究として、R・サイムの「ローマ革命」論がある。共和政末期の内乱を「革命」と捉える理解自体はそれ以前にも見られたが<sup>(21)</sup>、サイムの論の特徴は、アウグストゥスによる帝政を、「ローマに対するイタリアの勝利」と捉えた点にある<sup>(22)</sup>。ローマ支配のもとで被抑圧的な地位に甘んじていたイタリア地方都市の有力者が、同じくイタリア地方都市の出身者であるオクタウィアヌスのもとに結集し、ローマのノビレス貴族を犠牲にして最終的に勝利したと捉えるのである。

この「ローマ革命」論はわが国でもつとに有名であるが、従来の紹介では、プロソポグラフィの手法にもとづいて

政界上層部の結びつきを論じた「党派理論」の部分にのみ目が向けられがちであった。<sup>(23)</sup>しかしここでは、各所に散りばめられて断片的ではあるものの、軍隊とイタリアとの関連についても独自の論が展開されている。サイムによれば、イタリアへの市民権拡大後のローマ兵士はいまやイタリアの最貧困層から徴兵されるようになり、彼ら最貧困層からなる兵士は、ローマ国家に忠誠心を感じずような存在ではなかった。<sup>(24)</sup>「ローマ革命」により、このようなイタリアのプロレタリア（最貧困層）は、もはやローマのために血を流すことを強いられることはなくなり、<sup>(25)</sup>かくして「ローマ革命」は、彼らイタリア貧民による「社会革命」でもあったという。<sup>(26)</sup>これはいわば、マリウス以来の軍隊の変質というロジックをローマ市民権の拡大に応じてイタリア全体にまで及ぼそうとした議論であり、単なるローマ政治家間の争いといった次元を超えて、イタリア大のスケールで共和政から帝政への転換が説明されているのである。そしてこのような問題関心は、E・ガツバやブラントの研究へと引き継がれることになった。

まずガツバは、前二世紀以降漸進的に進行しつつあった軍隊の「プロレタリア化」の中においても、兵士は農村部より召集され続けたとし、このような農村部の無産者が軍務を通して社会的昇進を遂げていった事実には、「都市に対する農村部の復讐」、「ローマに対するイタリア諸民族の復讐」を読み取るのである。<sup>(27)</sup>そしてローマの帝政は、政治への直接的な参加を否定されていたこれらの人々により作り出されたとする。<sup>(28)</sup>別の表現によれば、ノビレス貴族の権力独占は、まずは「イタリア地方都市貴族の攻撃」によって、ついで「軍務によりその地位を向上させた社会的下層民の攻撃」により瓦解したのだという。<sup>(29)</sup>イタリア人研究者ならではのといつてよいのかどうか、共和政の崩壊時におけるイタリアの関与が強烈に主張されている。

つぎに、ブラントの議論はガツバほど明示的ではなく、しかもときにサイムを直接批判してさえいるが、その主張<sup>(30)</sup>

は結局のところ、サイムのそれと同じところに落ち着いている。ブランドは、一九六二年初出の有名な論文において、マリウスの兵制改革以降においてもローマの軍隊は基本的には農村部で徴兵されており、それが一般的にイメージされるような都市ローマの貧困層からなる「志願兵」ではなかったことを実証した<sup>(31)</sup>。なるほど、ブランドが一貫して強調するのは、共和政末期においても兵士が農民であった点、またそのような彼らの「貧しさ」であり、イタリア云々ではない。しかしながら、少なくとも同盟市戦争後であれば、もっぱら徴兵が農村部＝農民からなされたということは、イタリア農村部からということにほかならない。つまりブランドも、サイムの主張同様、具体的には土地を求めるイタリア貧困層の関与に「ローマ革命」の淵源を求めているのである。

以上、「ローマ革命」論でキータムとなっているのは、「農村部の貧しいイタリア人」であり、彼らの社会的・経済的な悲惨さ、政治から排除された彼らの不満こそが新しい体制を生み出す原動力になったと捉えられているのである。このような捉え方の影響は、最近の軍事史研究の記述にも顕著に見られる<sup>(32)</sup>。ここでは、共和政末期における軍隊変質の転機として、従来のようなマリウスの「兵制改革」ではなく、まさに「同盟市戦争後」が重要視されているのである。「ローマ革命」論は、もちろん前八〇年代の内乱に特化した議論ではなく、アウグストゥスによる政権獲得までを見通した長いタイムスパンでの学説である。しかしながらそれは、イタリアと軍隊と政治とのかかわりについての非常に魅力的な論であるだけに、そのような説明がはたして初発の内乱、つまり前八〇年代の内乱にも当てはまるのかどうかは、是非とも検討しておく必要があるだろう。

このような研究状況と問題関心のもと、本稿は、グラックス改革以来最初の本格的な内戦となった前八〇年代の内乱において、イタリア人がどのようにそれに関与していたのか、全イタリアへの市民権の拡大がそれとどのように関



図 1

F. Santangelo, *Sulla, the Elites and the Empire. A Study of Roman Policies in Italy and the Greek East*, Leiden/Boston 2007 をもとに作成

連していたのかを考察することを課題としている。それはまた、今後、イタリアの政治的・制度的な再編過程を検討していく際の、さらにはイタリアの「ローマ化」を考えていく際の前提作業ともなることであろう。

## 二 キンナ支配とイタリア

### (1) 前八八年のローマ進軍

前九一年の冬にはじまった同盟市戦争も、前八八年にはほぼ沈静化しつつあった。その前八八年、いまだ抵抗を続けるカンパニアの都市ノラ (Nola) を攻囲中であつたローマ軍が、指揮官のスツラに率いられ突如ローマに進軍するという事件が起こつた。これが前八八年の「ローマ進軍」である。本稿は前八〇年代の内乱の起点をこのローマ進軍に求めているので、まずはその検討からはじめることにしよう。

私はかなり以前、C・マイヤーやA・キーヴニーといった研究者の解釈に依拠しながら、この前八八年のローマ進軍を、「元老院最終決議」と呼ばれる非常事態宣言の延長線上で評価したことがある<sup>(34)</sup>。その結論はいまもって有効であると判断しているので、ここではその要旨を紹介し、本稿の文脈中にこの事件を改めて位置づけていくこととした<sup>(35)</sup>。

事件の発端になつたのは、この年の護民官L・スルピキウス・ルフスの活動である。前九一年の護民官M・リウィウス・ドルススの遺志を引き継ぐ有能な政治家とされるスルピキウスは、新たに市民権を獲得した人々が新設のトリブスへと登録されるか、あるいは既存トリブスのうちの数トリブスにのみ登録されようとしていたのに対して、彼ら

を三五トリブスすべてへと登録することを提案した。限定された数のトリブスへの登録では、民会における新市民の投票力が著しく削減されることになるからである。この「トリブス再配分」問題をきっかけとして、スルピキウスと両執政官との間で対立が生じた。

とはいえ、執政官のひとりであるスッラがローマへと進軍する直接的なきっかけとなつたのは、実はこの案件ではない。当時、東方ではポントス王ミトリダテス六世がローマ領へと侵入し、その対応策としてすでにスッラが指揮官に任命されていた。ところが、おそらく民会での影響力獲得のため老マリウスと手を結んでいたスルピキウスは、民会決議をもとに、当該指揮権をスッラからマリウスへと変更した。その顛末を聞いたスッラは、ノラ攻囲中の軍隊を率いてローマへと進軍しローマ市を占拠することになるのである。その結果、スルピキウスとその一派はローマを逃れ、スルピキウスの提案はすべて無効とされた。

さて、これはまさに、軍隊を率いた將軍による軍事クーデタである。しかも指揮官がこのような行為に及んだのは、ローマ史上この時がはじめてであった。そこで従来これは、マリウスの「兵制改革」によつてもたらされた軍隊の変質が顕在化した事件とされ、「内乱の一世紀」とも呼ばれるローマ共和政末期の決定的な転機とされてきたのである。<sup>(36)</sup>ところが、状況は少々複雑だった。というのも、この時のスッラはローマ最高の公職である執政官であり、しかも同僚執政官のQ・ポンпейウス・ルフスも彼と行動を共にしていたからである。それに加え、ガイウス・グラックス以降のローマには、「謀反した護民官」の活動に対して一種の非常事態宣言である「元老院最終決議」が出され、その発布下で執政官が「暴徒」の鎮圧にあたるという対立図式が存在していた。<sup>(37)</sup>このような状況を勘案して拙稿では、前八八年のローマ進軍を執政官による一種の「治安警察行為」と解したのであった。

先にも述べたように、このような解釈はいまもって有効であると私は判断しているが、軍事史分野での最新の研究成果を援用しながら、拙論を少し補強しておきたい。

最近の軍事・政治史研究においても、共和政末期のローマにおける軍隊独自の役割とその重要性は依然として強調されており、共和政末期の軍隊をもちやそれ以前の連続性で語ることはできなくなってきた。A・キーヴニの最新の研究が注目するように、とりわけカエサル暗殺後の軍隊にこの傾向は顕著に見られるといえよう。<sup>(38)</sup> しかしながら、そこで強調されているのは、従来ながらの「職業軍人化」や「私兵化」といった論点ではない。「市民としての兵士」といった側面に光が当てられ、彼らの広い意味での「政治活動」が再評価されるようになってきているのである。たとえば、L・デ・ブロイスの研究は、一般兵士と指揮官との「相互行為」といった論点を強調するが、その中には指揮官による兵士の「説得」も含まれている。<sup>(39)</sup> これなどは、共和政期ローマの政治に関して、コンテオと呼ばれる集会での「説得」の重要性を唱えた、F・ミラーの主張に少なからず呼応するものといつてよいだろう。<sup>(40)</sup>

このような最新の成果は、軍隊の変質のまきに出発点ともされる前八八年の事件にも当てはめることができよう。すなわち、指揮官と兵士双方に様々な思惑が交錯していたとはいえ、前八八年の事件は、ほかならぬ「市民としての兵士」の政治参加と捉えられるのであり、警察権力不在の共和政ローマにあつて、「市民としての兵士」が、執政官に率いられた一種の治安警察行為を行つていたと解することが可能となるのである。ちなみにキーヴニも、二〇〇四年に出版された『スツラ』の第二版では、コンテオに関するF・ピナ・ポーロの研究を援用しながら、<sup>(41)</sup> 同様の補足説明を行つている。<sup>(42)</sup>

もちろん、当時のローマ人が皆このような見解を共有していたのかというと、必ずしもそうではない。ローマ進軍

時には、一人を除きすべての将校・下士官がスツラを離れたといわれているし、元老院議員を含めローマ市での抵抗もかなり激しかった。「元老院最終決議」が実際には出されていなかったのだから、これは当然の反応といえようか。となれば、スツラとスルピキウス両陣営において、ともに正当性が疑わしいような状況が生まれ、その中で勝利をおさめた側が、最終的に自己の正当性を押しつけるのに成功したというのが真実に近いのかもしれない。だが、繰り返しておくならば、ここで少なくともいえることは、指揮官に従う「職業軍人」あるいは「私兵」としてこの時の軍隊を片づけることはできないという点である。スツラと彼に率いられた軍隊には、それなりの正当性が存在したのである。前八八年の事件が軍隊の力を政治的に利用するという点で後の政治家の先例となったことは、次節で見るキンナの行動からしても明らかであり、またそのことゆえに、本稿では前八〇年代内乱の起点をこのローマ進軍に求めている。しかし、この時の軍隊そのものの性格づけに関しては、もはや軍隊の変質という文脈のみで説明することはできない段階にきているといえよう。

## (2) 前八七年の内乱

スツラがローマを占拠した後、選挙民会が開催され、前八七年の執政官としてL・コルネリウス・キンナとCn・オクタウィウスが選出された<sup>43</sup>。内乱の次なる主人公となるのは、このうちのキンナである。キンナは、これ以降、前八四年の死にいたるまで連年執政官に就任し、スツラが東方でミトリダテスとの戦いに忙殺される中、ローマとイタリアの政治を導くことになるだろう。前八六年から前八四年にかけては「キンナ時代」と呼ばれることもあるが、概して政治家としてのキンナの評価は低かった。その理由は、彼の統治がもつばら暴力による「専制・独裁」

(*dominatio Cinnae*) と考えられてきたことによる。しかし、一九六二年に出されたE・ベーディアン44の論稿以降、キンナ支配の再評価が徐々に進み、最近のM・ロヴァーノの研究などは、キンナをローマ史上「もつとも謎めいて、もつとも悲劇的で、もつとも魅力的な人物」と評し、「有能な軍事的戦略家にして明敏な政治家」としてキンナを描いている。<sup>46</sup> ロヴァーノはまた、「全イタリア」(*tota Italia*)の実現を目指した政治家という点で、キンナをカエサルとアウグストゥスの先駆者とも捉えているが、このようなキンナ再評価の動きを念頭に置きながら、前八七年の事件の経過を具体的に見ていこう。<sup>48</sup>

スッラがミトリダテスとの戦争のために東方へと出発するや、キンナは新市民の「トリブス再配分」という問題を再び民会に持ち出すことになった。その中で共和政末期のローマではお決まりの暴力的な混乱が生じ、キンナはローマ市を逃れることになる。キンナがローマから去ったのち、元老院は、国家を危険のうちに放置し奴隷に自由を約束した執政官はもはや執政官でもなければローマ市民でもないと決議し、補充執政官としてL・コルネリウス・メルラを選出した(*App. BC. 1. 64-65; Vell. Pat. 2. 20. 2-3; Plut. Mar. 41. 1*)。後のキンナの行動を考える際に重要となってくるのは、この時の元老院による措置が極めて異例なものであり、キンナが執政官職への復帰に向けて自らの正当性を主張しうるだけの十分な根拠が残されていたという点である。<sup>49</sup> 後日、保守派の政治家キケロでさえ、「キンナの行動は、正しかったとは言えなくとも、少なくとも合法的だったかもしれない」と評している(*Cic. Att. 9. 10. 3*)。そんなキンナの行動としてまず注目すべきは、彼がローマ近隣のローマ市民権を獲得したばかりの都市、ティブル(*Tibur*)とプラエネステ(*Praeneste*)へと逃れたと記されていることである。そしてキンナは、ノラにいたるまでの町々を含めて、彼らを反乱へと扇動し戦争の資金をかき集めたという(*App. BC. 1. 65*)。史料に明記はないもの

の、キンナがまずこれらの都市に頼った理由としては、「トリブス再配分」との関連性を想定するのが自然かもしれない。ロヴァーノは、キンナとこれらの都市との間で、事前になんらかの接触があつたのではないかと推測している。<sup>(30)</sup> ちなみにプラエネステはキンナ派の拠点として、最後までスツラに対抗し続けることになる都市である。

ただしここでひとつ、留意しておきたい点がある。それは、キンナがまず頼ったティブルやプラエネステはローマ近隣のラテン人都市であり、ローマとは古くて長い結びつきを有していたという点である。両市は、いわゆる「前三八年の措置」以降も、他のラテン人諸都市のように自治都市となることはなく、独立の都市国家としての地位を保持していた。もちろん現実的には、周囲をほぼぐるりとローマ領に取り囲まれた状態にあつて、自立した外交・軍事活動がはたしてどこまで可能だったのかは極めて疑わしい。<sup>(31)</sup> 両市は、同盟市戦争において反ローマの戦いに与することもなかった。すなわち、キンナがまずもつて頼りとしたのは、新市民とはいえ、直前の同盟市戦争においてローマと戦火を交えたイタリア人ではなかつたのである。われわれは、サムニウム人に目を奪われることにより、キンナ派を支持したのは同盟市戦争において反ローマ闘争を戦つたイタリア人と思いがちなのであるが、サーモンも強調するように、そのような等式は成り立たないのである。<sup>(32)</sup>

つぎにキンナの活動として興味深いのは、彼がノラ攻囲中のローマ軍のもとへと赴きそれを掌中にしたことである (App. BC. 1. 65-66; Vell. Pat. 2. 20. 4)。これは一見したところ奇妙な事件に見える。というのも、スツラは東方へと向かつた際、六個軍団のうち一個軍団を Ap・クラウディウス・プルケルのためにその場に残していったとされているからである。<sup>(33)</sup> となれば、前年にスツラと行動を共にした可能性のある軍隊までもが、今度はスツラの政敵であるキンナとともにローマへと攻め上がったことにならう。もちろん、軍隊の変質という文脈でも説明はつく。利益の大き

い東方への遠征から置いてきぼりにされたことへの彼らの不満、さらには条件次第での指揮官にでも付き従ってしまふほどの軍隊の変質ぶりが想定されるからである。事実、リウイウスの『梗概』やウエツレイウス・パテルクルスにおいては、キンナにより下士官や兵士へ「買収」が行われたかのような記述もなされている (Liv. Ep. 79; Vall. Pat. 2. 20. 4)。

しかしながら、前節での検討を踏まえて考えるならば、このような説明は必ずしも十分なものではなくなる。というのも、前年のスツラ同様、ノラに到着したキンナも過剰なほどのパフォーマンスをもつて、自己の正当性そしてローマにある元老院政府の不当性を兵士に訴えかけているのが目につくからである (App. BC. 1. 65-66)。たしかにこの時のキンナは、前年のスツラとは異なり現職の執政官ではなかった。だが先にも述べたように、元老院によるキンナからの執政官職の剝奪は、キケロも首を傾げるほどの疑わしい行為であった。このような状況下でキンナの説得に応じた軍隊の行動もまた、前年のスツラの場合同様、まさに「市民としての兵士」の活動と捉えることができるのではなからうか。

このようにしてノラ攻囲中のローマ軍を味方につけたキンナは、その後、同盟市民 (＝新市民) のもとを廻り支援を訴えかけたようである。アツピアノスによれば、その際のキンナの主張は、「彼らの利害を代弁したからこそ、彼ら『キンナ』にとつてのこの不幸はあるのだ」というものであった (App. BC. 1. 66)。新市民はキンナに軍資金と兵士を提供したとされているので、この種のキンナの主張がある程度功を奏したことが窺われよう。イタリアは、「トリス再配分」問題をきっかけに、まずはキンナへの支援という形で内乱へと関与していったのである。

ところで、ここでもうひとつ、前八七年の内乱と関連して是非とも検討しておかなければならないのが、エトルリ

ア地方におけるマリウスの軍隊召集である。マリウスは、前八八年にスッラから「公敵宣言」をうけており、この時は亡命の身であった。プルタルコスによれば、キンナの行動を聞き知ったマリウスは、一〇〇〇人に満たない支持者を連れて亡命先の北アフリカを出航し、エトルリア地方のテラモン (Talamon) へと上陸した。そこでマリウスは、まず奴隷に対して自由を宣言し、ついで彼の名声によって集まってきた自由人からなる農夫や牧人のうちから屈強な者たちを説得し、わずかの日数の間に「大軍」を召集したという (Plut. *Mar.* 41. 2)。またアッピアノスは、みすばらしい恰好でエトルリアの町々へとやってきた際のマリウスの訴えかけを伝えているが、その中には、とりわけ彼らが望んでいた投票権に関する約束があったという。かくしてマリウスは、六〇〇〇人のエトルリア人を集めキンナに合流することになるのである (App. *BC.* 1. 67)。

これはまさに、ラティウムやカンパニア地方における先のキンナの行動と同じパターンといえよう。マリウスは新市民の投票権を保証する勢力して自らをアッピールし、かなりの支持者を得るのに成功しているのである。これをもとに、マリウスとエトルリア地方との強い結びつきや、それを引き継いだカエサルとの結びつきも想定されてきた。<sup>56</sup>だが、このような見解に対しては、すでに E・ルオフ・ヴァーナネンがかなり重要な問題提起を行っている。ルオフ・ヴァーナネンによれば、マリウスが上陸したテラモンの近隣は、実は同盟市戦争後にはじめて市民権を獲得した新市民の土地ではなく、すでにそれ以前からローマ市民権を得ていた領域が大部分だったという。<sup>56</sup>ルオフ・ヴァーナネンが具体的に挙げるのは、サトゥルニア (Saturnia)、『コサ (Cosa)』、『ヘバ (Heba)』等の都市、そしてプラエフェクトゥラ・サトゥルニアの領域 (praefectura Saturnia/Stationia) であるが、たしかにコサを除いたこれらの地域はすでに同盟市戦争以前からローマ市民の居住地であった。また、一般的にはラテン植民市とされるコサについて

も、ローマ市民植民市の可能性があるという。<sup>(57)</sup>ただし上陸地のテラモンは、同盟市だったようである。<sup>(58)</sup>

さて、もしこのような推定が正しいとするならば、マリウスが召集したエトルリア人六〇〇〇名は、「トリブス再配分」を理由にマリウス側に与したとは考え難くなってくるのである。そこでルオフ・ヴァーナネンは、マリウスが召集したエトルリア人の実態について、その大部分を奴隷、残りをかつてマリウスとともに戦ったことのある退役兵士と捉えている。<sup>(59)</sup>このような結論の当否はともかく、少なくともここからは、旧市民であれ新市民であれ、エトルリア人が必ずしも「トリブス再配分」だけを争点としてこの内乱に関与したのではないということは読み取れるであろう。事実、先に見たように、ノラ包囲中のローマ軍なども、「トリブス再配分」問題をもとにキンナ支持にまわったわけではなかった。たしかに「トリブス再配分」は、前八七年の内乱勃発時の重要な争点ではあったが、しかし、同盟市戦争との連続性をもとに、われわれはそのことだけに目を向けるべきではない。すでにこの段階から、イタリア人が多様な利害関心でローマの内乱へと関与していた可能性も十分考えられるのである。<sup>(60)</sup>

ウェツレイウス・パテルクルスによれば、このような活動の結果、キンナは膨大な数の新市民から三〇〇個大隊＝三〇個軍団を召集するのに成功したという (Vell. Pat. 2. 20. 5)。これは兵士数として、一五―一八万人にあたる数字である。ただしプラントは、それがカンパニアで召集されたキンナ軍だけではなく、サムニウム人、ルカニア人、さらにはエトルリアで召集されたマリウス軍をも含めた戦力ではないかと推定している。他方、ローマにある元老院政府が動員したのは、ローマ市近郊でかき集めた分も含めて約六万人とされている。<sup>(61)</sup>いずれにせよ両者の差は歴然としており、ほどなくしてキンナ派は、ローマを軍事占領することになるだろう。

### (3)「キンナ支配」の時代

キンナが執政官職に復帰して以降のいわゆる「キンナ支配」の時代は、「イタリア問題」がどのように処理されたかを知るための重要な期間である。だが、この時期に関する史料状況はあまり芳しくない。<sup>62</sup>これは、情報源のひとつとされるスツラ自身が東方にあったことによるが、それでもここでは最低限の事実関係を整理し、「イタリア問題」の処理のされ方を押さえておく必要があるだろう。

まず、重要なのは、イタリア人に対する市民権付与がどの時点で完了し、同盟市戦争がいつ終了したかである。とりわけ、最後までスツラと戦うことになるサムニウム人の動向が注目されよう。前八八年末の段階でいまだ武器を取っていたのは、サムニウム地方のアセルニア (Aesernia) やカンパニア地方のノラを占拠していたサムニウム人と、南イタリアのブルッティウム地方で抵抗を続けるルカニア人であった。<sup>63</sup>リウィウスの『梗概』は、前八七年のこととして、「元老院によりイタリア人に市民権が与えられた。唯一武器を取っていたサムニウム人は、キンナおよびマリウスと結びついた」と伝える (Liv. Ep. 80)。前八九年段階で、イタリア人に対してはすでにローマ市民権が与えられていたのであるから、これはそれへの遅ればせながらの言及と解すこともできよう。しかし、「すべての降伏者に市民権が与えられた」とするリキニアヌスの断片をもとに (Gran. Lic. 35. 34C)、プラントが興味深い解釈を提出している。<sup>64</sup>それによれば、前八九年以降ローマに降伏したイタリア人は、いまだ「降伏外人」(adificii)の範疇にとどまっていたが、そのようなイタリア人に対してもこのとき市民権の付与が行われたのではないかという。時代状況としては、キンナ派との戦いに迫られた元老院政府の措置が想定されている。<sup>65</sup>

他方、この時点でまだ、サムニウム人にローマ市民権が付与されていなかったのは、その後の事件の経過からも明

らかである。元老院はサムニウム人と戦っていたQ・カエキリウス・メテッルス・ピウスを呼び戻すため、彼にサムニウム人との交渉を命じた (App. BC. 1. 68; Sall. Hist. 1. 23)<sup>(66)</sup>。その際、サムニウム人側からの和解の条件には、どうやらローマ市民権が含まれていたらしいことがわかるからである (Dio 30/35. fr. 102. 7; Gran. Lic. 35. 29C)。<sup>70</sup> 結局のところ、この交渉自体は決裂するのであるが、同時にキンナ派も、マリウスをサムニウム人のもとへと派遣してつる (App. BC. 1. 68)<sup>(67)</sup>。となれば、マリウスとサムニウム人のこの交渉をもとに、遅くともキンナの政権復帰後にサムニウム人にもローマ市民権が付与された可能性は十分考えられよう。

さて、このような再構成が正しければ、サーモンが強調するように、前八七年のうちには同盟市戦争は正式に終わっており、同じく前八七年のうちにはサムニウム人を含めた全イタリア人にローマ市民権が付与されていたことになる。<sup>(68)</sup> 次章で述べるように、前八三年に展開される内乱において双方の陣営が働きかけたのも、さらにはそれに先立つイタリアでの徴兵においてキンナ派が働きかけたのも、いまだローマ市民権を獲得していないイタリア人ではなく、まさに新市民としてのイタリア人であった。前八二年にローマのコツリナ門で最後までスッラと戦ったサムニウム人についても、同様のことがいえよう。<sup>(69)</sup>

つぎに翌前八六年、ローマで戸口調査が実施されたことがわかっている。財産額の査定を伴う戸口調査は、ケントゥリア民会における新市民の投票場所を確定するために必要不可欠な作業だった。ところが、この時の戸口調査の数字として伝えられているのは、四六万三〇〇〇人であり、前一一五年に実施された前回の戸口調査における三九万四三三六人と比べ、その数はさほど増えてはいない。他方、次の前七〇年の戸口調査の数字は九一万人であるから、前八六年の戸口調査の数字が、新市民の増加分を直截に反映していないのは明白であろう。<sup>(70)</sup>

そこで、この前八六年の戸口調査の実態については、数字の誤りも含め、様々な推測がなされてきた。たとえばブランドは、「真のキンナ派」ではない前八六年の監察官が故意に新市民の登録を怠ったのではないかと捉え、またL・R・テイラーは、戸口調査が行われたのはローマ市のみであったので、この数字の増加分は、わざわざローマへと赴くことのできた地方の有力者・富裕者のそれにすぎないとする<sup>(23)</sup>。それに対して岩井経男氏は、このとき実際に戸口調査を行ったのは地方都市であるとしてテイラー説を批判し、地方都市レヴェルでの実施の困難さにその理由を求めている<sup>(24)</sup>。

前提となる数字の誤りという可能性も捨てきれないだけに、この難問への最終的な判断はひとまず差し控え、ここでは、戸口調査に関する別稿での考察を手がかりに、この問題を考える際の留意点をふたつばかり指摘しておきたい。そのひとつは、同盟市戦争後の市民団の拡大を待つまでもなく、おそらくかなり早い段階から戸口調査はイタリアの各地方都市で実施されていたという点である。しかもその手続きを記す「ヘラクレアの青銅板」によれば、ローマでの戸口調査が終了する六〇日前までに各都市はデータをローマへと提出すべきこと等々、かなり細かな内容が規定されていた。となれば、岩井氏が想定するような同盟市戦争後に現地で発生していた混乱に加え、現地でなんとか戸口調査が実施された場合でも、各地のデータがローマへと集められる段階での遅れが、数字の低さに反映されている可能性もあるのではなからうか。

ふたつめは、こちらがよりデリケートな問題なのであるが、そもそも戸口調査にともなう正式のデータがローマ市民団の編成、とりわけケントウリア民会での投票権にどれほど直結していたのかという点である。というのも、周知のごとく、前七〇年の戸口調査を最後に、共和政末期においては前二八年にいたるまで、戸口調査は存在しなかつ

た。より正確にいうなら、何度か実施が試みられながらも、いずれも戸口調査の完了を告げるルストウムという儀式にまでいたることができなかったのである。そこで、その間の家族構成や財産額の変化にもかかわらず、はたしてケントゥリア民会の構成は変わらないままであったのか、前七〇年の戸口調査のデータが厳密に適用され続けたのかどうかといった疑問が湧いてくる。これは同盟市戦争後に市民権を獲得した新市民だけではなく、ローマ市民団全体とかかわる深刻な問題であった。

そこでこのような不都合が克服された方法としては、別稿でも論じたように、前七〇年の戸口調査のデータをもとになんらかの形で自動更新がなされ、情報がアップデートなものとなっていた可能性や、正式の戸口調査にまでいかなかった場合でも、その前段階のデータが各政務官により利用された可能性等々が指摘されている。いずれにせよ、古代ローマの戸口調査のデータは、実はわれわれが一般的に想定する以上に柔軟な性格のものだったということになる。そうでないとすると、前七〇年以降のローマ社会は、前七〇年時点で完全に凝固・凍結したものになってしまうからである。

以上のような知見は、前八六年の戸口調査とその数字を考える際にも示唆に富む。すなわち、前八六年の戸口調査には間に合わずその数字には反映されていない地方都市からの戸口調査のデータも、その後なんらかの形で追加され、更新が施されながら前七〇年の戸口調査にいたるまで利用されていた可能性もあるのではないか。となれば、前八六年から前七〇年にかけての戸口調査の長いインターヴァルについても、たびたび指摘されてきたように、<sup>(16)</sup>キンナ派および独裁官就任後のスツラが、イタリア人への約束を真摯に履行しなかったと解する必要性はなくなる。前節での検討や次章で見えていく内乱へのイタリア人の関与からして、キンナ派であれスツラであれ、「イタリア問題」を実

質的な骨抜き状態にしておくことが可能なほど安定した立場にあったとは、私にはとても思えないのである。

それでは、肝心の「トリブス再配分」問題は、いつ解決されたのであろうか。イタリア人に対するスツラの発言から判断して（次章参照）、彼のイタリア帰還以前にこの問題が解決されていたのはほぼ確実といってよい。しかし、それが具体的にいつであったのかについては、大きくふたつの説が対立している。ひとつは、岩井氏も支持する前八七年説であり、イタリア人に対するキンナの好意的な姿勢や前八六年の戸口調査の実施からして、キンナ支配の比較的早い段階にこの問題は解決されたに違いないとするのである<sup>(77)</sup>。他方、リウィウスの『梗概』に前八四年のこととして、「新市民に元老院決議にもとづいて投票権が与えられた」(Liv. Ep. 84)と記されていることに着目し、前八四年（あるいは前八五年）にその時期を求める説がある<sup>(78)</sup>。遅くとも前八七年の時点で、新市民にも市民権の付与に伴い投票権も与えられていたと考えられるので、なるほどこのリウィウス『梗概』の記述は正確さを欠いている。しかし、前八七年の記述では、「市民権」(civitas)と記されているのに対して、ここではわづわづ「投票権」(suffragium)とされているのを根拠に、これを「(平等の)投票権」と解し、この時の処置を「トリブス再配分」の解決と捉えるのである。

新市民の「トリブス再配分」が前八七年なのかそれとも前八四年なのかは、ささいな事柄のようににも思われよう。だが、これは重要な意味合いを帯びている。というのも、後者の前八四年説が正しいとすると、キンナは、新市民の支援を獲得するために再三訴え続けてきたはずの「トリブス再配分」をすぐには実施せず、前八四年まで先延ばししていたことになるからである。そこでE・ベーディアンは、キンナがローマにおいて元老院との和解を優先させたため、当該問題は犠牲にされたのではないかと推測している<sup>(79)</sup>。さらにキーヴニーなどは、このような「裏切り行為」の

延長線上にほかならぬキンナの殺害を位置づけ（次章参照）、「トリ布斯再配分」の実現をキンナ死後のCn・パピリウス・カルボの措置に求めている。<sup>(81)</sup>

前八四年説は支持者も多くなかなか有力なのであるが、以下の三点を理由として、私も岩井氏同様、前八七年説に傾いている。その第一は、まずなによりも前八六年の戸口調査との関連であり、所属するトリ布斯が決定していない段階で戸口調査が実施されるとはとても考え難いからである。戸口調査の項目にはトリ布斯名も含まれていた。新市民をどのトリ布斯に登録するのといった問題を未解決にしたまま、とりあえず戸口調査が実施されたという事態は想定しづらいのである。ただし、ほかならぬ前八六年の市民数の少なさが、このような状況に起因した可能性はありうる。しかしその場合に新市民は、トリ布斯未登録を理由に市民団の基本的な編成作業である戸口調査からも排除されていたということになってしまうが、「トリ布斯再配分」にこだわりキンナを支持した新市民が、はたしてこのような状況を受け入れることはありえたであろうか。

理由の第二として挙げたいのは、前八四年の内容を伝えるリウイウス『梗概』の記述そのものであり、当該個所の直後に、「解放奴隷は三五トリ布斯に配分された」と明記されている点である (Liv. Ep. 84)。解放奴隷はそれまで、基本的には三五トリブスのうちの四都市トリ布斯にのみ登録されており、スルピキウスの法においては、新市民と並んで解放奴隷の「トリ布斯再配分」も提案されていた。<sup>(82)</sup>となれば、もしもリウイウスが新市民と解放奴隷両者に関して「トリ布斯再配分」を伝えていたとした場合、『梗概』がなぜ、解放奴隷に関しては明確に「三五トリ布斯に配分された」と表現しながら、新市民に関してはわざわざ「投票権が与えられた」といった曖昧な表現にとどめたか、合理的な説明は難しいであろう。

第三の理由は、先のキーヴニーの主張でも見られたような、前八四年の政治・軍事状況にかかわる点であるが、これについては次章で改めて論じていきたい。

### 三 スツラの帰還とイタリア

#### (1) キンナとカルボの軍隊徴集

前八五年の秋までにミトリダテスとの和平交渉を終えていたスツラは、元老院にその成果を報告するとともに、イタリア帰還のための準備を進めていた。それに対して、ローマにある共和政府のうち、元老院はスツラに使節を派遣し和解の可能性を探ったが、他方、キンナとカルボはスツラを迎え撃つための準備を進めた (App. BC. 1. 76; Liv. Ep. 83)。アッピアノスによれば、キンナとカルボは、「イタリア全域に軍資金・兵士・糧食を集めるための使者を派遣し、有力者を親密な関係のうちに取り込み、都市のうちでもとりわけ新市民を戦いへと駆り立てた」という。そしてその際の主張は、前八七年同様、「自分たちがこれほどの危険の中にいるのは彼らのためだ」というものであった (App. BC. 1. 76)。

ベーディアンはこの時の軍隊徴集に関して、従来以上に「地方の自由裁量」が認められていたのではないかと述べているが<sup>83)</sup>、たしかに強制といったニュアンスは感じられず、使者を派遣してひたすら説得にあたっているとの印象が強い。だが、執政官を中心としたローマ政府から、新市民とはいえローマ市民の共同体に向けて行われた行為は、まぎれもなく正規の徴兵手続きと考えてよいだろう。強制力があまり感じられないのは、緊急事態において通常のノル

マ以上の兵力を提供させるための処置だったのかもしれない。ローマ市民権の拡大に伴いローマ軍団徴兵の範囲は、まさにイタリア全域へと及んでいたのである。

前八四年の初頭、カルボはイタリア各地でこのような軍隊の徴集を続けていた。他方、キンナはアドリア海沿いのアンコナ (Ancona) から、対岸のリブルニア (Liburnia) へと軍隊を渡そうとしていたが、冬の嵐により先行部隊の渡航が失敗し、それをもとにアンコナに残された部隊の間で暴動が発生してキンナは敢え無く殺害されたのであった (App. BC. 1. 77-78; Liv. Ep. 83; Plut. Pomp. 5. 1-2)。スッラのイタリア帰還が差し迫っていた時期だけに、この奇妙な軍事行動の目的が一体何であったのかについては論争がある<sup>(86)</sup>。しかし本稿との関連でより重要なのは、キンナの殺害とかかわる点であろう。第二章で紹介したように、「トリブス再配分」がこの時期まだ解決されていなかったとする論者の一部は、軍隊によるキンナの殺害をこの問題と関連づけているからである<sup>(87)</sup>。たしかに、嵐で難破した先行部隊のうちなんとか岸へと辿り着いた者たちは、すぐに故郷へと帰ってしまつたとされており、彼らの士気はさほど高くはなかつたことが窺われる。だがそこで挙げられている理由は、あくまでも彼らが同胞市民と戦うことになるのを欲しなかつたという点であり (App. BC. 1. 78)、「トリブス再配分」が未解決であることへの不満はなんら示唆されていない<sup>(88)</sup>。これはむしろ、本章(3)で紹介するスッラとスキピオの交渉時における軍隊同様、この争いがほかならぬローマ人同士の「内乱」であることから派生した自然な行動パターンと解してよいのではなからうか。

さて、キンナの死後、キンナ派を実質的に率いたのは、前八四年の同僚執政官カルボであった<sup>(89)</sup>。その後のカルボの軍隊徴集活動として非常に興味深いのは、彼がイタリアのすべての都市から、「人質」(obsides)の提出を求めたとされている点である (Liv. Ep. 84)。これと関連した事件として、プラケンティア (Placentia) の都市公職者であつ

たC・カストゥリキウスなる人物がこのような要求を断固として拒否した顛末を、ウァレリウス・マクシムスが伝えている (Val. Max. 6.2.10)。ロヴァーノがつとに指摘したように、ここからは、「地方の自主性」の根強さや、徴兵に際しての「地方の同意」の不可欠といった論点がまずは読み取れるといえよう<sup>(88)</sup>。

しかしながら同じくロヴァーノが指摘するように、プラケンティアが前八二年にいたるまでキンナ派支持の中心にとどまり続けたのだとすれば<sup>(89)</sup>、このエピソードがもたらす知見は、上記の点にとどまらない。というのも、ここでカストゥリキウスが反発した理由は、キンナ派に加担することの是非ではなく、まさに「人質」の提供という手法そのものにあつたように見えるからである。すなわち、ローマ市民に向けてというより、あたかもいまだ向背定かならぬ同盟者からの徴兵であるかのようなやり方に、カストゥリキウスは激しく反発したのではなからうか。とすればここからは、いずれの陣営に与するにせよ、いまや同じローマ市民として内乱を戦っているのだというイタリア人の自負を読み取れることになるだろう。ちなみに元老院は、カルボに対しこの種の徴兵を思いとどませたようである (Liv. Ep. 84)。

ところで、プラケンティアは、いわゆるガツリア・キサルピナと呼ばれる地域に属する都市であり、法的にはイタリアとは異なる「属州」の一部であつた。事実、ロヴァーノも、内乱時に属州が果たした役割の検討といった章で、先のカストゥリキウスの例を紹介しているのである。わが国でも吉村忠典氏が、イタリアを超えた地中海世界といった視点から、帝政成立のメカニズムを解明してきたことはよく知られている<sup>(91)</sup>。本稿との関連でいえば、同盟市戦争において、ガツリア人、ヌミディア人、マウレタニア人、そしてヒスパニア人などが補助軍として利用されていたことが指摘されている<sup>(92)</sup>。イタリアを舞台とした「内乱」といえども、すでに地中海世界大で兵士が動員されていたのであ

る。もちろんこれらの指摘は、従来見落とされがちであった内乱時における属州の関与を強調しようとしたものであり、イタリアの重要性をことさら否定しているわけではない。しかし、イタリアを超えて地中海世界全体へと視野が広がったことにより、内乱時におけるイタリア独自の役割がかえって見えなくなってしまうということはないであろうか。

少なくとも前八〇年代の内乱に関していえば、ロヴァーノの考察にもかかわらず、属州の関与はそれほど顕著ではなかった。しかも属州ガツリア・キサルピナにおいて具体的に問題となっているのは、プラケンティアやアリミヌム(Ariminum)といったポト川以南のラテン植民市であり、これらもまた、同盟市戦争の結果ローマ市民権が付与された都市にほかならなかった。つまり、先のカルポとカストゥリキウスのエピソードは、なるほど属州内で生じていたとはいえ、ローマ市民の徴兵に関連した事件と解することができるのである。前八〇年代の内乱において、ローマ市民居住地としてのイタリアが、属州と呼ばれる他の被支配地域と比べてやはり特別の意味合いを持っていたのは疑いようのないところであろう。

## (2) ポンペイウスの挙兵

つぎに、ピケヌム地方においてポンペイウスが行った挙兵の実態を見ていこう。これは、共和政末期のローマ史において非常に有名な出来事であり、一般的には、ポンペイウスが父親の代から縁故の深かったピケヌムの地で、いわゆるクリエンテラ（保護＝被護関係）をもとに三個軍団もの「私兵」を召集することに成功した事件とされている。<sup>(93)</sup> クリエンテラを鍵概念としながら、変質した軍隊の姿を物語る典型的な例とされてきたのである。しかしながら、その

ような性格付けは大枠では誤りではないものの、仔細に眺めるならば、事態はそれほど単純ではなかったことが明らかとなる。

前八四年のアンコナにおけるキンナの殺害時、ポンペイウスもその場にいたのではないかとの推測もなされているが、ともかくその後ポンペイウスはピケヌムへと引き籠っていた。そして前八三年春、クラッススやメテッルス・ピウス同様、東方からイタリアへと帰還するスッラの行動に合わせ、ピケヌム地方で挙兵活動を展開するのである (App. BC. 1. 80; Plut. *Pom.* 5-6; Vell. Pat. 2. 29)。その様子を最も詳細に物語るのはプルタルコスである。プルタルコスによれば、ポンペイウスがピケヌムの地に引き籠っていたのは彼がそこに土地を所有していたからであるが、それ以上にその町々が父ストラボの代から彼に好意的だったからであるという (Plut. *Pom.* 6. 1)。そこでポンペイウスは彼らに働きかけてみたが、彼らはそれに喜んで応じ、他方カルボからの使者に対しては一顧だにしなかった。さらにウエディウスという人物がポンペイウスは青二才のデマゴグにすぎないと批判するや、人々は憤然としてウエディウスに襲いかかり彼を殺害したという (Plut. *Pom.* 6. 2)。このようにして指揮権を手にしたポンペイウスは、アウクシムム (Auximum) の町の広場において、町の第一人者であったウエンティディウス兄弟が追放されるようにとの布告を発した。ウエンティディウス兄弟はカルボのために、ポンペイウスに対して敵対的な行為をとっていたからである。ついでポンペイウスは、兵士を召集し、彼らのために百人隊長と高級将校を任命し、同様のことを行いながら町々を廻ったという (Plut. *Pom.* 6. 3)。かくしてポンペイウスは、短時日のあいだに三個軍団を編成したのであった (Plut. *Pom.* 6. 4)。

さて、ここからは、互いに関連する三つの重要な事柄が読み取れる。第一に、ポンペイウスはクリエンテラ関係を

もとに「私兵」を召集したとされるが、実はその水面下では熾烈な権力闘争が展開されていたという点である。具体的には、カルボからの使者に呼応し、ポンペイウスに敵対していたウェディウスやウエンティディウス兄弟といった人物の存在が窺われる。残念ながら彼らの詳しい素性は不明であるが、ウエンティディウス兄弟に関してはアウクシムムの、またウェディウスに関しては、それがピケヌム地方を含めた中部イタリアに広く見られる人名とされているだけに、ピケヌム地方のいずれかの都市の「地方貴族」(domi nobiles)と考えて大きな間違いはないだろう。プラタルコス<sup>(95)</sup>は、他の町々でも「カルボの支持者が追い立てられ撤退した」と伝えるので(Plut. Pom. 6. 4)、ピケヌム地方全体にわたって同様の事態を想定してよいのかもしれない。ポンペイウスといえどもピケヌム地方を無条件に掌握しえていたわけではなく、地方有力者との駆け引きを経てはじめて、かの軍隊召集も可能となっていたのである。

特定の地方とローマの有力政治家間のクリエンテラ関係が、属州はもろんのこと、イタリア内においてもそれほど強固なものではなかったことは、すでに以前から、ベーディアン<sup>(96)</sup>やE・ローソンにより指摘されていた<sup>(97)</sup>。そして最近の「ゲルツァー理論」の見直しは、民会政治(選挙・立法)の分野においてすら、その種の人的結合の有効性を疑問視するにいたつており、このような研究の方向性は先のベーディアンらの見解を後押しする結果となっている。もちろんクリエンテラ関係は、共和政期ローマの政治と軍事を考える際に重要であることに変わりはない。だが、それをあまりにも強固な関係と捉え自明の説明原理として用いるならば、共和政期ローマの政治の実態を捉えそこねることになるのである。本稿での考察からすれば、時として特殊な事例として処理されがちなポンペイウスとピケヌムとの結びつきも、その意味で決して例外ではないといえよう。

第二に、普段はなかなか見えてこない地方都市レヴェルでの軍隊徴募の手続きを、ここではかなり具体的に知るこ

とができるという点である。それによればまず、徴募のための使者が各地に派遣されている。これはおそらく、第一章でふれた「新兵徴兵係」であろうが、彼らは単独で活動を行ったのではなく、ウエディウスやウエンティディウス兄弟といった地方有力者の手助けで、徴兵を行おうとしていた。内乱時とはいえ、カルボの使者の役割は正規の軍団召集であったと思われるので、彼らは単なる地方の有力者というより、地方都市の政務官と考えたほうがよいのかもしれない。ここでさらに興味深いのは、ポンペイウスがアウクシムムで軍隊を召集した際、百人隊長 (*λοχαγός*) と高級將校 (*ταξιάρχος*) をそれぞれ任命し、<sup>(10)</sup>「同様のことを行いながら町々を廻った」と記されている点である (Plut. *Pom.* 6. 3)。

ところで、この高級將校 (*tribunus militum*) や援軍隊長 (*praefectus*) といった軍隊内の將校クラスに関しては、従来からプロソポグラフィの手法を用いて考察がなされてきた。それによれば、これら將校クラスの就任者からは、次第にノビレス貴族が姿を消し、同盟市戦争以降ともなると、イタリア出身者が増大してくるといえる。<sup>(11)</sup> 政治的にはなかなか昇進の道が開けてこないイタリア都市の「地方貴族」が、まずはこの領域から社会進出を果たしていったと考えられてきたのである。このような研究の流れを受けながら、最近のデ・プロイスの研究は、内乱時における高級將校や百人隊長の軍事的・政治的役割に着目している。<sup>(12)</sup> 共和政末期の政治史において軍隊独自の動きが重要視されてきていることは、すでに第二章でもふれたが、大集団としての軍隊がそのような動きを示すにあたっての意思決定の回路として、將校・下士官クラスが果たした役割が注目されているのである。たとえば指揮官が、ローマ進軍といった異例の活動を軍隊に求める場合にも、まずもって高級將校・百人隊長への「説得」が必要であったとされている。さらにデ・プロイスによれば、イタリア「地方貴族」の子弟が担ったこの階層こそがまさに「職業軍人化」し、

共和政府を離れていったのだという。<sup>(四)</sup>

このような知見を念頭に置きながら、ポンペイウスによる軍隊召集に話を戻そう。地方都市ごとに実施された一般兵士の召集、同じく地方都市ごとの高級将校・百人隊長の任命は、いわば各地方都市の有力者を取りまとめ役とする軍隊編成である。これはおそらく、従来からの徴兵手続きに倣ったものであろうが、都市共同体内での日常的な繋がりをもとにしたそのような軍隊召集は、かなり凝集性の高い集団を作り出したに違いない。また、そのような立場の高級将校や百人隊長が、一般兵士と指揮官との重要な結節点となったことも容易に予測されるところであろう。しかしながら、前八〇年代内乱の段階では非確認しておかなければならないことは、このようにして構成された軍隊は、相争うローマ政治家のいずれかの陣営に与して戦っていたにすぎないという点である。すなわち、たとえ同盟市戦争後のローマ軍の実態が、イタリア貧民からなる一般兵士、イタリア地方都市の有力者からなる将校・下士官といった構成であったとしても、少なくとも前八〇年代で見る限り、そのことは必ずしも「反共和政」を意味したわけではないのである。

第三に、上記の指摘とも重なるが、ピケヌム人の活動はあくまでも都市単位であり、カルボにつくかそれともポンペイウスかの判断も、またそれに応じた兵士の提供も、基本的には都市単位で行われているという点である。もちろん、ひとつの都市共同体が、反スッラか親スッラかでつねに一枚岩だったわけではない<sup>(五)</sup>。たとえば、有名なサムニウム地方のラリヌム(Larinum)の例においては、スッラの勝利後にこの都市出身のオッピアニクスなる人物が武装した一団を連れて帰還し、すでに選出されていた四人委員を解任して追放・財産没収公告(proscriptio)の手続きを遂行したことが知られている(Cic. Cluent. 21-25)。そもそも、共和政末期の内乱時においては、各都市内の有力者間

はもちろんのこと、同一氏族内においてさえ、陣営を異にする場合もあつたことがすでに指摘されている。<sup>(10)</sup>

しかしながら少なくとも前八〇年代においては、スツラのイタリア帰還に伴つて迫りくる内乱にあつて、人々は最終的に各都市単位で決定し行動していたように思われるのである。先のピケヌム地方のアウクシムムの場合においても、反ポンペイウスのウェンティディウス兄弟が追放された後には、アウクシムムは都市としてポンペイウスに全面加担している。またラリヌムの例にしても、オツピアニクスとせいぜいその一派はスツラ派のメテルス・ピウスのもとへと赴いたが、スツラ勝利後の処罰から判断して、おそらくラリヌムそのものはキンナ派を支持し反スツラの実動をとっていたものと思われる。<sup>(11)</sup> その結果としての追放・財産没収公告ではなかつたか。

前八〇年代の内乱において、都市共同体ごとにどちらの陣営につくかの判断が迫られ、各都市が様々な利害計算をもとに決断をなしていたことは、つとにサーモン等によつて指摘されている。<sup>(12)</sup> 内乱後の報酬や処罰も、もちろん基本的にこの都市単位でなされた。新たにローマ市民となつた自治都市でも、また古くからの自治都市やローマ市民植民市でも事態は大きく異ならなかつたことであろう。内乱の際にはかつての独立都市国家時代のように、自律した判断とその結果に対する連帯責任とが各共同体に求められたのである。本稿の主題との関連で重要なのは、このように個別に判断を下すイタリア内の多数の共同体の存在をもつてはじめて、前八〇年代の内乱は可能になつていたのでないかという点であるが、この点については、最後にもう一度ふれることにしよう。

### (3) スツラ帰還後のイタリア

前八三年春、スツラがブルンディシウム (Brundisium) に上陸することにより、いよいよ本格的な内乱がスター

トする。この内乱は、前八二年十一月一日のコツリナ門の戦いをもってほぼ終決するが、その詳しい経過を追うことはせず、ここでは本稿との関連でポイントとなる事件(事柄)をいくつか見ていくことにしよう。

まずは、イタリア帰還時のスツラとキンナ派の兵力について。スツラは、前八八年に東方へと引き連れていった五個軍団と同じ数の軍団、およびそれに加え、現地で召集した補助軍等を連れて帰還した。ウェツレイウス・パテルクルスはその数を三万(Vell. Pat. 2. 24. 3)、またアツピアノスは四万人と伝えている(App. BC. I. 79)。ブランドによれば、これは一個軍団＝六〇〇〇人の単純計算に基づく数字であり、アツピアノスはそのに属州補助軍を加えているのではないかと<sup>(10)</sup>いう。ブランド自身は、東方でいくつかの戦役をこなした軍隊が定員を満たし続けていたとは考えられないとしているので、となれば総数は四万人に満たなかったということになるのであろうか。

他方、キンナ軍の数についても、いくつかの数字が伝えられている。アツピアノスによれば、執政官のノルバヌスとスキピオ、および前年の執政官であるカルボが動員しえた兵力は、二〇〇個大隊一〇万人であり、その後兵力はかなり増大したという。イタリアは概して、両執政官に好意的だったようである(App. BC. I. 82)。それに対しブルタルコス<sup>(11)</sup>は、スツラ自身の発言として、彼が「一五人の將軍のもとにあつた四五〇個からなる大隊」＝二二万五〇〇〇人」と戦つた」とする内容を紹介し(Plut. Sull. 27. 3)、またウェツレイウス・パテルクルスも、その数を二〇万人以上としている(Vell. Pat. 2. 24. 3)。ブランドが推定するように、スツラ自身が語る四五〇個大隊やウェツレイウス・パテルクルスの二〇万人という数字は、前八三年から前八二年の冬にかけて双方がイタリアで活発に召集活動を行った結果としての軍団数であり(後述)、前八三年のキンナ軍としてはアツピアノスの伝える一〇万人が妥当な線であらうか。スツラ軍には、のちにポンペイウスの率いる三個軍団やメテッルス・ピウスの率いる軍隊も合流して

いるが (App. BC. 1. 80) 、それでも前八三年のブルンディシウム上陸時は、イタリアで迎え撃つキンナ派の方が圧倒的とまではいえないまでもかなり優勢であつたように思われる。

もちろん勝敗の帰趨にとつて重要なのは、単純な兵力の差ではなくむしろその質であろう。実際のところ、東方で鍛え上げられたスツラの兵士に対して、キンナ派は未熟練な新兵が多かつたとされている。先に述べたアンコナにおけるキンナの不可解な行動についても、このような新兵をイリュリウムで鍛えるためではなかつたかとの指摘もなされている<sup>10</sup>。しかしながらここで注目しておきたいのは、たとえ未熟練な新兵であれ正規の徴兵手続きによりキンナ派がイタリアで巨大な軍隊をひとまず召集しえたという事実であり、元老院とスツラ間のたびたびの和解交渉にもかかわらず、キンナ派があえて内乱に踏み切ることを決断した大きな理由も、まさにこの動員しえた兵力にあつたのではないかという点である。つまり、兵士供給源としてのイタリアの存在が、前八〇年代の内乱の勃発に大きく影響していたのではなからうか。

他方、スツラの側でも、このような事情をよく承知していたのではないかと思われる節がある。スツラはイタリア上陸以前から、盛んにプロパガンダ戦略を展開しており、イタリアに陣取るキンナ政府の違法性と自らの正当性を繰り返して訴えていた<sup>11</sup>。その主たるターゲットは、ノビレス貴族と新市民であつたといわれているが、そのうち新市民に対しては、「何事も彼らを非難するつもりがな<sup>12</sup>こと」を約束してゐる (App. BC. 1. 77) 。アッピアノスの伝える表現は抽象的ながら、新市民がすでに手にしていた権利を侵害する意図がないことを宣言したと解して間違いないだろう。というのも、前八三―八二年の記事としてリウィウスの『梗概』が、「彼ら〔イタリア人〕から最近獲得された市民権と投票権とを奪い取るのではないかと恐れられることがないよう、スツラはイタリア人との間に協定を結ん

だ」と記しているからである。なるほど、クロノロジー上の齟齬はあるが、イタリア上陸以前に表明していたプロバガンダを「協定」(foedus)とどう形どめて確約したと考えれば、問題は無い。

第二章で紹介したスルピキウス提案に対するかつてのスツラの態度からして、これは「イタリア問題」に関する一八〇度の方針転換である。新市民を含めたイタリア人を味方につけること、あるいはそれが不可能な場合でも少なくとも彼らを中立化すること、そのことの重要性をスツラがいかに痛感していたかの証左といえよう。さらにいえば、スツラがこのような提案を行った時点で、イタリアが内乱に関与してきた争点の実が失われてしまったのではないかと思われる。もちろん、新市民がはたしてスツラの言をそのまま信用したのかといった疑問は残るものの、少なくとも両者の主張として見れば、キンナ派とスツラ間で「イタリア問題」に関する見解の相違は消滅したのである。そもそもこれが内乱のメカニズムというものなのかもしれないが、古代ローマでは、政治的対立の進展にともなうて肝心の争点が見えなくなり、しかしそれにもかかわらず、政治的対立自体は次第にエスカレートしていくことが多い。前八〇年代の内乱の場合も、市民権付与や「トリブス再配分」といった当初の問題から離れ、イタリア全体は、すでに動き出した事態にあつて、いまや彼らにとつての「争点なき内乱」へと深く入り込んでいたのである。

つぎに、この争いがまさにイタリアで戦われた市民相互の内乱であつたことから生じたと思われる、興味深い出来事をふたつ紹介していこう。

事前のプロバガンダ戦略が功を奏したのか、ブルンディシウム上陸後のローマへ向けたスツラの行軍は、さして抵抗もなく順調に進んだようである。不思議なことに、サムニウム人からもなら妨害を受けなかったという。最初の大きな戦いは、カプア(Capua)近郊のティファタ山(Tifata mons)における執政官ノルバヌスとの衝突であつた

(App. BC. 1. 84; Liv. Ep. 85; Plut. Sull. 27. 5-6; Oros. 5. 20. 2; Vell. Pat. 2. 25. 2)。これはスッラの勝利に終わる戦いであるが、ここで注目すべきは、プルタルコスの記事である。プルタルコスによれば、この勝利によってはじめ、「兵士が町々に分散することなく、結束を保ち、何倍もの敵を呑みにかかるといふようになったのだ」、とスッラ自身が述べているという。つまり、イタリア帰還に際してスッラ軍は、そのまま各自の故郷へと帰ってしまう危険性があったのであり、スッラといえども緒戦の勝利まで、軍隊の動向に確信を持ってない状況にあったのである。これではいかに精銳を率いていたとはいえ、ブルンディシウム上陸時の指揮官スッラの危うさが透けて見えてくる。共和政末期の内乱というと、相対立する将軍に率いられ職業軍人化・私兵化した軍隊間の衝突といった印象が強いのであるが、その嚆矢となった前八〇年代の内乱の実態はそれと程遠いのである。イタリアで迎え撃つキンナ派軍はもちろんのこと、スッラ軍の内情も以上のようなものであった。

ついでスッラは、もうひとりの執政官であるスキピオと会談を持つことになる (App. BC. 1. 85-86; Liv. Ep. 85; Diod. 38/39. 16; Plut. Sull. 28. 1-3; Cic. Phil. 12. 27, 13. 2; Vell. Pat. 2. 25. 2)。キケロによれば、場所は同じくカンパニアのカレス (Cales) とテアヌム (Teanum) の中間の地であり、両者の間では、「元老院の権威、人民の投票権、市民権」等々が話し合われたという (Cic. Phil. 12. 27)。これはまさに、国政全般に関する交渉である。スキピオは人質を取り、秘密が漏れないよう双方から三人ずつが交渉に臨んだというが (App. BC. 1. 85)、少なくとも結果を見る限り、キケロがコメントするように、これは「すべて信義によったというわけではない」。というのも、スッラが会談を長引かせている間に、スッラ軍とスキピオ軍の兵士が親交を深め、結局のところスキピオ軍は、スキピオ父子を見捨てることになるからである。これは、スッラの「狡猾さ」を象徴する事件としてよく引き合いに出さ

れるものであるが、ここで強調したいのはそのことではなく、このような交渉による事態の打開もまた、ほかならぬ市民相互の内乱であったからこそ可能だったのではないかという点である。イタリア内で戦われたローマ市民相互の争いである前八〇年代の内乱は、双方の軍隊の単純な優劣をもって勝敗が決するといった性質のものではなかったのである。

キンナ派とスツラ派双方が、イタリアを人的資源の供給源としながら、その勢力を拡大していった様子は、前八三年後半から前八二年冬にかけての両陣営の新兵補充競争に見てとれる。前八三年の戦闘は、夏が終わる前に「奇妙な小休止」を迎えた。<sup>(11)</sup> アッピアノスによれば、キンナ派の両執政官の軍隊は、いまだ彼らを支持するイタリア各地およびポー川流域のガツリア人からの徴兵により常に増大しつつあった。他方、スツラもまた漫然とすることなく、イタリアの可能性の地域に使者を派遣し、「友人関係や脅しや金銭や希望やらによつて」軍隊をかき集めたという (App. BC. 1. 86)。<sup>(12)</sup> デイオドロスが伝えているのはおそらく、そのような両者への対応に苦慮する町々の姿であろう (Diod. 38. 39. 13)。<sup>(13)</sup> 先にもふれたようにプラントは、このような軍隊召集の結果、キンナ派は最終的に四五〇個大隊 (二二万五〇〇〇人) にまで膨れ上がり、他方、スツラも、彼が戦争の終結時に二三個軍団の兵士を植民市へと退役させていることから判断して (App. BC. 1. 100)、「最大で二五個軍団を召集しえていたのではないかと推定している」<sup>(14)</sup>。内乱の展開の中で、キンナ派とスツラ派双方が、まさにイタリアをエネルギー源としながら、その勢力を随時拡大していった様子が如実に読み取れよう。

以上、新市民を含めイタリア各地の共同体は、それぞれの思惑のもとキンナ派とスツラ派、両陣営からの訴えかけに応じたのであり、このようなイタリアの存在があつてはじめてこの前八〇年代の内乱は可能となつていたのであ

る。もちろんローマ支配者層の分裂は、内乱勃発にとって不可欠の条件であったが、それは内乱のいわば発火点にすぎない。強制的にせよ自発的にせよ、共同体単位で内乱へと関与するイタリアがあつてこそ、前八〇年代の内乱は可能だったのでなからうか。そしてこれこそが、ローマ市民権が全イタリアへと拡大された後の内乱の特徴であるといえよう。

## おわりに

以上の考察をもとに、本稿で明らかにしたことをまとめておこう。

前八〇年代に生じたスツラとキンナ派の内乱は、同盟市民に対するローマ市民権の付与および彼らのトリブス登録問題に端を発した内乱であり、その意味で、先行する同盟市戦争とは密接なかわりを持つていた。このような両者の関連性について、内乱の主体であつた軍隊Ⅱ市民に視点を据えながら本稿が強調したのは、市民権の拡大がこの内乱に与えた影響という点である。すでに行論の過程で明らかにしたように、私は、市民権の付与によりローマ市民がイタリア中に拡大していたことにより、この内乱ははじめて可能となつたのではないかと考えている。

従来試みられてきたように、単純にマリウス以来の「軍隊の変質」をもつてこの内乱を説明することはできない。一般的な理解に反し、出発点である前八八年のローマ進軍にそのような性格はむしろ希薄であるし、また前八三年のイタリア上陸後のスツラ軍についても、そのような理解ではとうてい説明がつかないからである。この内乱に参加しそれを戦つたのは、マリウスの兵制改革の結果として職業軍人化したローマ軍ではなく、旧市民・新市民を問わず、

いまや大量に存在することになったローマ市民からなるローマ軍にほかならなかった。

他方、「ローマ革命」論は、イタリアという視点をその説明のうちに組み込んだ非常に魅力的な論である。しかし、これは前八〇年代の内乱だけを対象としているわけではないので、ある意味当然のことなのであるが、少なくともこの内乱を十分に説明しきれてはいない。その原因としてまず挙げうるのは、「軍隊の変質」をこの論もまた少なからず説明の前提としているという点であろう。すなわち「ローマ革命」論は、ローマ軍の「無産大衆化」をイタリア全体にまで適用させようとしているのであるが、そもそも軍隊のうちのどれだけが無産大衆であったのか、またそのことが本当に軍隊に影響を与えたのかどうかはいまだ立証されてはいないのである。<sup>(10)</sup>

第二に、その担い手が「地方貴族」であれ農村部の貧民であれ、「ローマ革命」論では「イタリアの勝利」がポイントになっている。しかし、実際の前八〇年代の内乱においては、「新市民Ⅱキンナ派」対「旧市民Ⅱスツラ派」という図式は成り立たない。出発点においてはともかく、内乱の経過のうちにはいずれの陣営が新市民の利害を代弁しているのかといった論点は次第に薄れていった。また、旧市民のうちにももちろん、同盟市戦争以前にローマへと統合された多くのイタリア人が含まれていた。つまり、いずれかの陣営の勝利をイコール、イタリアの勝利と呼べるような単純な対立の構図はそもそも存在しなかったのである。イタリアが前八〇年代内乱における兵士の重要な供給源となり、内乱が拡大する大きな要因ともなっていたことは、本稿でたびたび強調したところである。とはいえそれは、土地を求める「貧しいイタリア農民」に限られた動きではなく、有力者も下層民も挙ってこの内乱に関与していたというのがむしろ実態に近かった。そしてそれは、基本的には、かつての独立国家であった時と同じ都市を単位としていたのである。いまやローマ市民権を付与されローマ国家の一部となった各都市共同体（ムニキピウムとコロニ

ア)は、「トリパス再配分」問題をも含めた様々な利害関心から、都市共同体単位で、スツラ派につくかそれともキナ派か、はたまたしばし情勢を傍観するかを決めていたといえよう。

最後に、従来の研究の中でもとりわけ本稿の主張に近いW・ダールハイムの見解を紹介することにより、本稿の意図をより明確にしておきたい。ダールハイムは、本稿同様、内乱時における軍事力の供給源としてイタリアに注目している。ただしダールハイムは、イタリアが、ローマ政治家——彼らは新市民の平等な権利やイタリアの統一といった理念を真剣に抱いていたわけではない——によって利用され、政治闘争の道具として内乱に巻き込まれたにすぎず、その結果として「イタリア問題」も解決したにすぎないと捉えるのである。<sup>⑩</sup>

ローマ政治家側の意図はともかく、これではまだローマ中心の見方であり、イタリアはローマからの働きかけを待つ受動的な存在として描かれたままである。このような理解では前八〇年代の内乱も、所詮、支持者の獲得をめざすローマ政治家の「党派闘争」に還元されてしまうだろう。<sup>⑪</sup>だが、ここで重要なのは、まさに内乱に巻き込まれるだけ、の素材として、イタリアがそこにあったという事実ではなからうか。このようにして捉えられるイタリアは、当然のことながら、前八〇年代内乱の一方的な被害者などではなくなる。それはまさに様々な思惑から、積極的に内乱へと関与していたのである。となれば、この時点でイタリアは、後の帝政の成立を「イタリアの勝利」あるいは「イタリアの復讐」と表現するのがふさわしくないほどまでに、すでにローマの歴史を作り上げていくアクターになっていたということなのかもしれない。

同盟市戦争および本稿で論じた前八〇年代の内乱は、とりわけ中部イタリアに深刻な荒廃をもたらしたとされている。独裁官就任後のスツラは、そのようなイタリアの再建・再編を様々な分野で進めていくことになるが、多岐に及

おスッラの「イタリア政策」については別稿をもって論じたい。

## 註

\* 雑誌略号は 'L'année philologique' による。

キケロからの引用については、『キケロー選集』（岩波書店）の訳文を、またプルタルコスからの引用については、『プルタルコス英雄伝』（ちくま学芸文庫）の訳文をそれぞれ参照した。

(1) 拙稿「シラッタス改革」再考——前二三三年の出来事をめぐる近年の研究から——『西洋史論集』一一号、二〇〇八年、一一二—六頁参照。

(2) たとえ<sup>24</sup> E. S. Gruen, *The Last Generation of the Roman Republic*, Berkeley 1974, 365-384; A. Keaveney, *The Army in the Roman Revolution*, London/New York 2007 [=Keaveney, *Army in the Roman Revolution*], 93-99.

(3) P. A. Brunt, *Italian Manpower 225 B. C.-A. D. 14*, Oxford 1971 (with a postscript 1987) [=Brunt, *IM*], 439.

(4) ただし、概説書等へ見る限り、わが国での同盟市戦争の取り上げられ方は、なか欧米ほど顕著にはなっていないと思われる。

(5) H. Mouritsen, *Italian Unification. A Study in Ancient and Modern History*, London 1998.

(6) T. F. Carney, *A Biography of C. Marius* (2nd ed.), Chicago 1970; R. Evans, *Gaius Marius. A Political Biography*, Pretoria 1994 による。

(7) F. Hinard, *Sulla*, Paris 1985; K. Christ, *Sulla. Eine römische Karriere*, München 2002; A. Keaveney, *Sulla. The Last Republican* (2nd ed.), London 2005 [=Keaveney, *Sulla*<sup>25</sup>]; F. Santangelo, *Sulla, the Elites and the Empire. A Study of Roman Policies in Italy and the Greek East*, Leiden 2007 による。

(8) P. O. Spann, *Quintus Sertorius and the Legacy of Sulla*, Fayetteville 1987; C. F. Konrad, *Plutarch's Sertorius. A Historical Commentary*, Chapel Hill/London 1994 による。

(9) B. A. Marshall, *Crassus. A Political Biography*, Amsterdam 1976; A. M. Ward, *Marcus Crassus and the Late Roman Republic*,

前八〇年代の内乱とイタリアの関与

Columbia 1977 ㄆㄣㄣ。

- (10) R. Seager, *Pompey the Great. A Political Biography* (2nd ed.), Oxford 2002 [= Seager, *Pompey the Great*] ㄆㄣㄣ。
- (11) E. Badian, *Foreign Clientelae* (264-70 B. C.), Oxford 1958 [= Badian, *Foreign Clientelae*], 234; J. von Ungern-Stemburg, *The Crisis of the Republic*, in: H. I. Flower (ed.), *The Cambridge Companion to the Roman Republic*, Cambridge 2004, 89-109, esp. 97; A. Lintott, *The Romans in the Age of Augustus*, Oxford 2010, 56-57.
- (12) アスカルムについでには、イタリアにおける非常にすゝめた地方史研究として、U・ラッフィ「アスコリ・ピチェーノの古代史」田畑賀世子訳『古代ローマとイタリア』ピーザ、二〇〇三年、一五一―二一〇頁がある。
- (13) 詳しくは、Mouritsen, *op. cit.* 参照。
- (14) 共和政期における軍隊の概要(編成、装備、戦術等々)を知るには、市川雅俊「ローマの軍制と戦術」吉村忠典編『ローマ人の戦争』講談社、一九八五年、二二九―二八五頁、およびE・ユールズワシー／池田裕他訳『古代ローマ軍団大百科』東洋書林、二〇〇五年が便利である。
- (15) L. Keppie, *The Making of the Roman Army from Republic to Empire*, London, 69-70.
- (16) C. Nicolet, *Le stipendium des alliés italiens avant la guerre sociale*, *PSR* 46, 1978, 1-11 (= Nicolet, *Censeurs et publicains. Economie et fiscalité dans la Rome antique*, Paris 2000, 93-103, 397-398).
- (17) M. Crawford, *Coinage and Money under the Roman Republic. Italy and the Mediterranean Economy*, London 1985, 187; Santangelo, *op. cit.*, 185-186.
- (18) C. T. Barlow, *The Roman Government and the Roman Economy*, 92-80 B. C., *AJPh* 101, 1980, 202-219.
- (19) P. Erdkamp, Polybius and Livy on the Allies in the Roman Army, in: L. de Blois/E. Lo Cascio (eds.), *The Impact of the Roman Army* (200 BC-AD 476), Leiden/Boston 2007, 47-74, esp. 66; Erdkamp, *War and State Formation in the Roman Republic*, in: Erdkamp (ed.), *A Companion to the Roman Army*, Oxford 2007 [= *Companion to the Roman Army*], 96-113, esp. 101.
- (20) E. T. Salmon, *Sulla Redux*, *Athenaeum* 42, 1964, 60-79.
- (21) たとえば、T・モムゼン／長谷川博隆訳『ローマの歴史Ⅲ 革新と復古』名古屋大学出版会、二〇〇六年、七四―八五頁。

- (22) R. Syme, *The Roman Revolution*, Oxford 1939 [=Syme, *RR*], 453.
- (23) カートの「ローマ革命」論について、その直後に出版されたA・ホッリナーによる非常に鋭い書評を含め、いずれ機会があれば再発註した上で読むべき。A. Momigliano, Review of Syme's *The Roman Revolution*, *JRS* 30, 1940, 75-80.
- (24) Syme, *RR*, 15.
- (25) Syme, *RR*, 513-514.
- (26) Syme, *RR*, 38.
- (27) E. Gabba, The Roman Professional Army from Marius to Augustus, in: Gabba (tr. by P. J. Cuff), *Republican Rome, the Army and the Allies*, Oxford 1976, 20-69, 181-214 (= *Athenaeum* 29, 1951, 171-272), esp. 28.
- (28) *ibid.*, 36-37.
- (29) E. Gabba, The Origins of the Social War and Roman Politics after 89 BC, in: Gabba, *Republican Rome*, 70-130, 214-250 (= *Athenaeum* 32, 1954, 41-114, 293-345), esp. 96-100.
- (30) P. A. Brunt, *The Fall of the Roman Republic*, Oxford 1988, 5.
- (31) P. A. Brunt, The Army and the Land in the Roman Revolution, *JRS* 52, 1962, 69-86 (= in: Brunt, *Fall of the Roman Republic*, 240-275).
- (32) P. Cagnat, The Late Republican Army (146-30 BC), in: Erdkamp, *Companion to the Roman Army*, 80-95, esp. 8; C. Adams, War and Society, in: P. Sabin *et al.* (eds.), *The Cambridge History of Greek and Roman Warfare*, Cambridge 2007, 198-232, esp. 208-211; R. Alston, Warfare and the State: The Military and Politics, in: *Cambridge History of Greek and Roman Warfare*, 176-197, esp. 177-185.
- (33) C. Meier, *Res publica missa. Eine Studie zu Verfassung und Geschichte der späten römischen Republik* (2nd ed.), Wiesbaden 1980, 222-228; A. Keaveney, *Sulla. The Last Republican*, London 1982, 56-77.
- (34) 拙稿「前八八年のスララのローマ進軍について」『歴史学研究』五五九号、一九八六年、一六一-二五頁。
- (35) 伝統的解釈について詳しくは、前註拙稿参照。ほかにも E. Badian, Lucius Sulla: The Deadly Reformer, in: A. J. Dunston (ed.),

前八〇年代の内乱とイタリアの関与

- Essays on Roman Culture. The Todd Memorial Lectures*, Toronto 1976, 35-74, esp. 47-48; Cagniant, *op. cit.*, 82 以下。
- (36) たとえばブランチは「革命の新しい段階」を表現している。Brunt, *IM*, 104-105.
- (37) 「元老院最終決議」については、拙稿「元老院最終決議」考——ローマ共和政末期における政治的殺人——、『史学雑誌』九八編八号、一九八九年、一—三五頁参照。
- (38) Keaveney, *Army in the Roman Revolution*, 66-69, 93-99.
- (39) L. de Blois, *Army and General in the Late Roman Republic*, in: *Companion to the Roman Army*, 164-179 [=de Blois, *Army and General*]; de Blois, *Army and Society in the Late Roman Republic: Professionalism and the Role of the Military Middle Cadre*, in: G. Alföldy et al. (eds.), *Kaiser, Heer und Gesellschaft in der Römischen Kaiserzeit*, Stuttgart 2000, 11-31 [=de Blois, *Army and Society*].
- (40) ミラーの主張に関して詳しくは、拙稿「共和政期ローマの社会・政治構造をめぐる最近の論争について——ミラーの問題提起（一九八四年）以降を中心として——」、『史学雑誌』一〇六編八号、一九九七年、六三—八六頁参照。
- (41) F. Pina Polo, *Procedures and Functions of Civil and Military *contiones* in Rome*, *Klio* 77, 1995, 203-216.
- (42) Keaveney, *Sulla*<sup>2</sup>, 52.
- (43) 前八八年のスキピオによるローマ占領後の状況については、B. R. Katz, *The First Fruits of Sulla's March*, *AC* 44, 1975, 100-125 参照。
- (44) E. Badian, *Waiting for Sulla*, in: Badian, *Studies in Greek and Roman History*, New York 1964, 206-234 (= *JRS* 52, 1962, 47-61) [=Badian, *Waiting for Sulla*].
- (45) たとえば C. M. Bulst, “*Cinnamum Tempus*”: A Reassessment of the “*Dominatio* of Cinnae”, *Historia* 13, 1964, 307-337.
- (46) M. Lovano, *The Age of Cinnus: Crucible of Late Republican Rome*, Stuttgart 2002, 10.
- (47) *ibid.*, 137-140.
- (48) 前八七年の政治的経過については、B. R. Katz, *The Siege of Rome in 87 B. C.*, *CP* 71, 1976, 328-336 参照。
- (49) Lovano, *op. cit.*, 35-36.

- (50) *ibid.*, 34.
- (15) A. N. Sherwin-White, *The Roman Citizenship* (2nd ed.), Oxford 1973, 21-37; T. J. Cornell, *The Beginnings of Rome. Italy and Rome from the Bronze Age to the Punic Wars (c. 1000-264 BC)*, London 1995, 347-352; C. Smith, *Latium and the Latins. The Hinterland of Rome*, in: G. Bradley et al. (eds.), *Ancient Italy. Regions without Boundaries*, Exeter 2007, 161-178, esp. 172-174.
- (16) Salmon, *op. cit.*, 60-79.
- (17) T. R. S. Broughton, *The Magistrates of the Roman Republic* II, New York 1952 (1984), 48.
- (18) だが「トリュブス」は「貴族」の専横を抑制するものではない。
- (19) A. J. Piffieg, Sulla, Etrurien und das römische Bürgerrecht, *GB* 8, 1979, 141-152; E. Rawson, Caesar, Etruria, and the *Disciplina Etrusca*, in: Rawson, *Roman Culture and Society*, Oxford 1991, 289-323 (= *JRS* 68, 1978, 132-152), esp. 291-295.
- (20) E. Ruoff-Väänänen, The Etruscans and the *civitas Romana* Problems during the Years 91-84 B. C., in: P. Bruun et al., *Studies in the Romanization of Etruria*, Roma 1975 [= Ruoff-Väänänen, *Etruscans and the civitas Romana Problems*], 69-83.
- (21) Ruoff-Väänänen, *The civitas Romana*-Areas in Etruria before the Year 90 B. C., in: *Studies in the Romanization of Etruria*, 31-68.
- (22) W. V. Harris, *Rome in Etruria and Umbria*, Oxford 1971, 206-207.
- (23) Ruoff-Väänänen, *Etruscans and the civitas Romana Problems*, 78-79.
- (24) ちなみに「トリュブス」や「エネス」について、史料がそれを明記してはいるだけに、「トリュブス再配分」以外の別の動機が働いた可能性もある。
- (25) Bruun, *IM*, 440-441.
- (26) Lovano, *op. cit.*, 141-159.
- (27) A. Keaveney, *Rome and the Unification of Italy*, London 1987 [= Keaveney, *Rome and the Unification of Italy*], 158.
- (28) Bruun, *IM*, 91.
- (29) Bruun, *IM*, 91; Keaveney, *Rome and the Unification of Italy*, 182.

前八〇年代の内乱とイタリアの関与

- (66) サッルスティウス『歴史』の校訂は、Maurenbrecher 版ではなく、P. McGushin, *Sallust, The Histories I-II*, Oxford 1992-1994 による。
- (67) リキニアヌスは、キンナ派の使節をマリウスではなく C・フラウィウス・フィムプリアとする (Gran. Lic. 35, 30C)。
- (68) Salmon, *op. cit.*, 65-66; Brunt, *IM*, 441.
- (69) ただし、キーズニーは、同じく前八七年に全イタリア人への市民権付与は終わっていたとしながらも、その後もサムニウム人とルカニア人は実質的な独立を保持していたとして、サーモン説を批判している。A. Keaveney, *Sulla and Italy*, CS 19, 1982 [= Keaveney, *Sulla and Italy*], 499-544, esp. 500-505.
- (70) 戸口調査の数字は、Brunt, *IM*, 13-14 による。
- (71) たとえば J・ネーロッパは、冒頭の D が脱落したとみて、九六万三〇〇〇人に訂正する (CCCCCLXIII milia → DCCCCCLXIII milia)。J. Beloch, *Die Bevölkerung der griechisch-römischen Welt*, Leipzig 1886 (New York 1979), 352.
- (72) Brunt, *IM*, 93.
- (73) L. R. Taylor, *The Voting Districts of the Roman Republic. The Thirty-five Urban and Rural Tribes*, Roma 1960, 105-106.
- (74) 岩井経男『ローマ時代イタリア都市の研究』リネルヴァ書房、二〇〇〇年、一一八―一二三頁。
- (75) 拙稿「古代ローマのイタリア支配と戸口調査(ケンスス)——「ヘラクラレアの青銅板」の検討を中心に——」『西洋史研究』三七号、二〇〇八年、一一―二二頁参照。
- (76) たとえば、T. J. Cornell, Review of Keaveney's *Rome and the Unification of Italy*, *JRS* 78, 1988, 202-205.
- (77) Taylor, *op. cit.*, 105; 岩井前掲書、一一六―一一八頁。
- (78) Harris, *op. cit.*, 233-236; Ruoff-Vähänen, *Etruscans and the civitas Romana Problems*, 80; Keaveney, *Sulla and Italy*, 505-508; R. Seager, *Sulla, in: The Cambridge Ancient History IX* (2nd ed.), Cambridge 1994, 165-207 [= Seager, *Sulla*], esp. 180-184.
- (79) 一八八七年、すでにモムゼンが、そのような読み(解釈)を提案している。ただしモムゼンは、前八七年に元老院政府によって民会における平等化は一度達成されていたと考えられている。T. Mommsen, *Die römische Tribuseintheilung nach dem marsischen Krieg*, in: Mommsen, *Gesammelte Schriften V*, Berlin 1908 (Zürich/Hildesheim 1994), 262-267 (= *Hermes* 22, 1887,

101-106).

- (8) Badian, *Waiting for Sulla*, 241.
- (18) Keaveney, *Rome and the Unification of Italy*, 185.
- (82) 拙著『共和政ローマとトリブス制——拡大する市民団の編成——』北海道大学出版会、二〇〇六年、二四四―二六一頁。
- (83) Badian, *Waiting for Sulla*, 226.
- (84) Lovano, *op. cit.*, 108-109 参照。
- (85) Keaveney, *Rome and the Unification of Italy*, 185.
- (86) Balst, *op. cit.*, 324.
- (87) カルボはなぜか、前八三年には執政官に就任していない。ちなみに、その後の執政官を記しておくならば、前八三年は L・コルネリウス・スキピオ・アシナティクスと C・ノルバヌス、前八二年は小マリウスとカルボである。
- (88) Lovano, *op. cit.*, 88.
- (89) *ibid.*, 88.
- (90) *ibid.*, chap. 4.
- (91) 吉村忠典「属州クリエンテラと補助軍」『古代ローマ帝国の研究』岩波書店、二〇〇三年、七九―一二三頁（初出は一九六一―六三年）、同「ローマ元首政の起源」同書、一二五―一六一頁（初出は一九七八年）。
- (92) 吉村「属州クリエンテラと補助軍」、八〇頁。
- (93) たごえび『Seager, *Pompey the Great*, 8; Cagniat, *op. cit.*, 84.
- (94) A. Keaveney, *Young Pompey*: 106-79 B. C., *AC* 51, 1982, 111-139 [=Keaveney, *Young Pompey*], esp. 114.
- (95) R. Syme, *Who was Vedius Pollio?* in: Syme, *Roman Papers II*, Oxford 1979, 518-529 (= *JRS* 51, 1961, 23-30), esp. 529.
- (96) Badian, *Foreign Clientelae*, 247.
- (97) Rawson, *op. cit.*, 289-323.
- (98) 前掲拙稿「共和政期ローマの社会・政治構造をめぐる最近の論争について」、六三―八六頁参照。

前八〇年代の内乱とイタリアの関与

- (96) Rawson, *op. cit.*, 290-291.
- (97) たとえばキールヴァーニは、ウエンティマイウス兄弟をマウクシムスの二人委員と考えてゐる。Keaveney, *Young Pompey*, 117. 他方、ブランチは、都市参事会の手助けを想定する。Brunt, *IM*, 408.
- (98) キリント語訳職名の回復については、H. J. Mason, *Greek Terms for Roman Institutions*, Toronto 1974, 164 参照。
- (99) J. Suolahti, *The Junior Officers of the Roman Army in the Republican Period. A Study on Social Structure*, Helsinki 1955, 140-145, 169, 275-279, 287 (praefectus); R. E. Smith, *Service in the Post-Marian Roman Army*, Manchester 1958, 60-69; T. P. Wiseman, *New Men in the Roman Senate, 139 B. C. - A. D. 14*, Oxford 1971, 143-147, 149-150; B. Schaubner, *Die Legaten der römischen Republik. Decem legati und ständige Hilfgesandte*, München 1978, 147-172, 174-182, 高緯英校の上記位置による「軍団副官」(legatus) のラテン語訳名の異なる様子は、中略の注を参照。
- (100) de Blois, *Army and Society*, 11-31; de Blois, *Army and General*, 165-169.
- (101) ただし、同様の主張は、キールスマンに認められる。Smith, *op. cit.*, 60-69, 65-66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 161, 162, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173, 174, 175, 176, 177, 178, 179, 180, 181, 182, 183, 184, 185, 186, 187, 188, 189, 190, 191, 192, 193, 194, 195, 196, 197, 198, 199, 200, 201, 202, 203, 204, 205, 206, 207, 208, 209, 210, 211, 212, 213, 214, 215, 216, 217, 218, 219, 220, 221, 222, 223, 224, 225, 226, 227, 228, 229, 230, 231, 232, 233, 234, 235, 236, 237, 238, 239, 240, 241, 242, 243, 244, 245, 246, 247, 248, 249, 250, 251, 252, 253, 254, 255, 256, 257, 258, 259, 260, 261, 262, 263, 264, 265, 266, 267, 268, 269, 270, 271, 272, 273, 274, 275, 276, 277, 278, 279, 280, 281, 282, 283, 284, 285, 286, 287, 288, 289, 290, 291, 292, 293, 294, 295, 296, 297, 298, 299, 300, 301, 302, 303, 304, 305, 306, 307, 308, 309, 310, 311, 312, 313, 314, 315, 316, 317, 318, 319, 320, 321, 322, 323, 324, 325, 326, 327, 328, 329, 330, 331, 332, 333, 334, 335, 336, 337, 338, 339, 340, 341, 342, 343, 344, 345, 346, 347, 348, 349, 350, 351, 352, 353, 354, 355, 356, 357, 358, 359, 360, 361, 362, 363, 364, 365, 366, 367, 368, 369, 370, 371, 372, 373, 374, 375, 376, 377, 378, 379, 380, 381, 382, 383, 384, 385, 386, 387, 388, 389, 390, 391, 392, 393, 394, 395, 396, 397, 398, 399, 400, 401, 402, 403, 404, 405, 406, 407, 408, 409, 410, 411, 412, 413, 414, 415, 416, 417, 418, 419, 420, 421, 422, 423, 424, 425, 426, 427, 428, 429, 430, 431, 432, 433, 434, 435, 436, 437, 438, 439, 440, 441, 442, 443, 444, 445, 446, 447, 448, 449, 450, 451, 452, 453, 454, 455, 456, 457, 458, 459, 460, 461, 462, 463, 464, 465, 466, 467, 468, 469, 470, 471, 472, 473, 474, 475, 476, 477, 478, 479, 480, 481, 482, 483, 484, 485, 486, 487, 488, 489, 490, 491, 492, 493, 494, 495, 496, 497, 498, 499, 500, 501, 502, 503, 504, 505, 506, 507, 508, 509, 510, 511, 512, 513, 514, 515, 516, 517, 518, 519, 520, 521, 522, 523, 524, 525, 526, 527, 528, 529, 530, 531, 532, 533, 534, 535, 536, 537, 538, 539, 540, 541, 542, 543, 544, 545, 546, 547, 548, 549, 550, 551, 552, 553, 554, 555, 556, 557, 558, 559, 560, 561, 562, 563, 564, 565, 566, 567, 568, 569, 570, 571, 572, 573, 574, 575, 576, 577, 578, 579, 580, 581, 582, 583, 584, 585, 586, 587, 588, 589, 590, 591, 592, 593, 594, 595, 596, 597, 598, 599, 600, 601, 602, 603, 604, 605, 606, 607, 608, 609, 610, 611, 612, 613, 614, 615, 616, 617, 618, 619, 620, 621, 622, 623, 624, 625, 626, 627, 628, 629, 630, 631, 632, 633, 634, 635, 636, 637, 638, 639, 640, 641, 642, 643, 644, 645, 646, 647, 648, 649, 650, 651, 652, 653, 654, 655, 656, 657, 658, 659, 660, 661, 662, 663, 664, 665, 666, 667, 668, 669, 670, 671, 672, 673, 674, 675, 676, 677, 678, 679, 680, 681, 682, 683, 684, 685, 686, 687, 688, 689, 690, 691, 692, 693, 694, 695, 696, 697, 698, 699, 700, 701, 702, 703, 704, 705, 706, 707, 708, 709, 710, 711, 712, 713, 714, 715, 716, 717, 718, 719, 720, 721, 722, 723, 724, 725, 726, 727, 728, 729, 730, 731, 732, 733, 734, 735, 736, 737, 738, 739, 740, 741, 742, 743, 744, 745, 746, 747, 748, 749, 750, 751, 752, 753, 754, 755, 756, 757, 758, 759, 760, 761, 762, 763, 764, 765, 766, 767, 768, 769, 770, 771, 772, 773, 774, 775, 776, 777, 778, 779, 780, 781, 782, 783, 784, 785, 786, 787, 788, 789, 790, 791, 792, 793, 794, 795, 796, 797, 798, 799, 800, 801, 802, 803, 804, 805, 806, 807, 808, 809, 810, 811, 812, 813, 814, 815, 816, 817, 818, 819, 820, 821, 822, 823, 824, 825, 826, 827, 828, 829, 830, 831, 832, 833, 834, 835, 836, 837, 838, 839, 840, 841, 842, 843, 844, 845, 846, 847, 848, 849, 850, 851, 852, 853, 854, 855, 856, 857, 858, 859, 860, 861, 862, 863, 864, 865, 866, 867, 868, 869, 870, 871, 872, 873, 874, 875, 876, 877, 878, 879, 880, 881, 882, 883, 884, 885, 886, 887, 888, 889, 890, 891, 892, 893, 894, 895, 896, 897, 898, 899, 900, 901, 902, 903, 904, 905, 906, 907, 908, 909, 910, 911, 912, 913, 914, 915, 916, 917, 918, 919, 920, 921, 922, 923, 924, 925, 926, 927, 928, 929, 930, 931, 932, 933, 934, 935, 936, 937, 938, 939, 940, 941, 942, 943, 944, 945, 946, 947, 948, 949, 950, 951, 952, 953, 954, 955, 956, 957, 958, 959, 960, 961, 962, 963, 964, 965, 966, 967, 968, 969, 970, 971, 972, 973, 974, 975, 976, 977, 978, 979, 980, 981, 982, 983, 984, 985, 986, 987, 988, 989, 990, 991, 992, 993, 994, 995, 996, 997, 998, 999, 1000.
- (102) Keaveney, *Sulla and Italy*, 514; Seager, *Sulla*, 203.
- (103) 註 1-2, Keaveney, *Sulla and Italy*, 514, 531; K. Lomas, *A Volscian Mafia? Cicero and his Italian Clients in the Forensic Speeches*, in: J. Powell/J. Paterson(eds.), *Cicero the Advocate*, Oxford 2004, 97-116, esp. 108-110; Santangelo, *op. cit.*, 85-87 参照。
- (104) ナルベス Badian, *Foreign Clientelae*, 246-247.
- (105) F. Hinard, *Les proscriptions de la Rome républicaine*, Paris/Roma 1985, 335-336, 407.
- (106) Salmon, *op. cit.*, 71-72; P. A. Brunt, *Social Conflicts in the Roman Republic*, London 1971 [=Brunt, *Social Conflicts*], 106.
- (107) Brunt, *IM*, 441.
- (108) Brunt, *IM*, 441-443.

- (11) Badian, *Waiting for Sulla*, 227-228.
- (13) B. W. Frier, Sulla's Propaganda: The Collapse of the Cinnan Republic, *APh* 92, 1971, 585-604.
- (14) Lovano, *op. cit.*, 115-116.
- (15) 同文雑誌の「註」を参照。J. Strisino, Sulla and Scipio 'not to be trusted'? The Reasons why Sertorius captured Suessa Aurunca, *Latomus* 61, 2002, 33-40 参照。
- (16) Keaveney, *Sulla*?, 114.
- (17) 反スッラの親スッラか? 都市との詳細な検討は、Keaveney, *Sulla and Italy*, 499-544 を参照。
- (18) Brunt, *IM*, 442-443.
- (19) Keaveney, *Army in the Roman Revolution*, 93-99.
- (20) W. Dahlheim, Der Staatsstreich des Konsuls Sulla und die römische Italienpolitik der achtziger Jahre, in: J. Bleicken (ed.), *Colloquium aus Anlaß des 80. Geburtstages von Alfred Heuss*, Frankfurt 1993, 97-116, esp. 108-112.
- (21) たんべん? Brunt, *Social Conflicts*, 6.

追記

オランダ人研究者の人名表記については、いつもながら西洋言語学講座清水誠氏のご教示を得た。記して感謝したい。